

ミャンマー国
ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）
（海外投融資）
ドラフトファイナルレポート

日時 平成28年4月22日（金） 13：59～18：06

場所 JICA本部 212会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役

高橋 進 共栄大学 教育学部 特任教授

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授

松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問
／ 法政大学 国際文化学部 教授

JICA

<事業主管部>

府川 賢祐 民間連携事業部 海外投融資第一課 課長

小川 亮 民間連携事業部 海外投融資第一・二課 連携推進課

金籠 舞 民間連携事業部 海外投融資第一・二課 連携推進課

<事務局>

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

氏家 寿之 日本工営株式会社

田邊 智章 日本工営株式会社

午後1時59分開会

○渡辺 2分ほど早いのですが、石田委員から遅刻するという連絡がありましたので、本日のワーキンググループを開始したいと思います。本日はお暑い中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）（海外投融資）ですけれども、ドラフトファイナルレポート案に関するワーキンググループとなっております。

幾つか諸注意事項として、1点目は、前回ご出席いただいている方々がほとんどですが、今回のワーキンググループも逐語での公開をしておりますので、特に傍聴されているオブザーバーの方からご発言がある際には、ご所属とお名前を冒頭おっしゃってからご発言をお願いいたします。

2点目が、主査をお決めいただきたいと思いますが、念のため主査回数を申し上げますと、石田委員2回、作本委員5回、高橋委員3回、二宮委員1.5回、松本委員4.5回となっております。

本件は、5月16日の全体会合での助言確定ということになっており、ゴールデンウィークとIAIAをこの間に挟んでしまいます。可能であれば来週のゴールデンウィーク前、もし難しいようであればゴールデンウィーク明けに、メール等での助言案の最終確定というスケジュールになります。このようなスケジュールも踏まえて主査をお願いできる方はどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○二宮委員 私は回数的には少ないので、そろそろやらなきゃいけないと思っていますんですが。

○渡辺 当日は大丈夫ですか。

○二宮委員 5月が来られないんです。申し訳ないと思っているんですけども。

○渡辺 ほかの委員の方は。

○高橋委員 私も先週ワーキンググループがあって申しましたけれども、5月の全体会合に出席できないので、申し訳ないですけども。

○松本委員 消去法になってきましたね。

○渡辺 石田先生にお願いするという案も。

○松本委員 でも、まだ来ていないのでね。

○渡辺 そうですね。

○松本委員 出るんですけども、文科省への申請の締め切りに今追われていて、うちの副学長が聞いたら、「何を考えているんだ」と言いそうな感じですよ、どうしよう。

○作本委員 受けたいんですけども、実はIAIAの前後に報告が2、3本あのあたりに。集中したいので、申し訳ありません。

○渡辺 もう一つのアイデアとしては、本日は二宮先生に議事進行をお願いしておい

て、全体会合でのご報告をどなたかに代理いただくというやり方もあります。

○二宮委員 それで皆さん構わなければ、私がやります。

○松本委員 私は、ゴールデンウィークさえ過ぎれば申請が終わりますので。

○渡辺 それでは取りまとめのところまでを二宮委員にお願いして、その後の全体会合の当日のご発表、ご対応のほうは別途ご検討いただきたいと思います。このような形で二宮委員に主査をお願いしたいと思います。

今日の会合を始める前に1点、今回の、このドラフトファイナルレポートと言っておりますけれども、実は協力準備調査ではないという話をスコーピング案のワーキンググループではご説明申し上げました。その回に出られていない委員の方もいらっしゃいますので、もう一度改めて今回の調査の位置づけについて担当部よりご説明さし上げてから議論に入りたいと思います。

○府川 かしこまりました。

本件は民間連携事業ということでございまして、民間事業者さんのほうでEIAの作成を進めておられます。

私どもが実施している協力準備調査ということではないんですけれども、その民間事業者さんのほうで作るEIAについて、前回スコーピング段階でのコメントをお願いしたという、一段プロセスを厚く実施をしているというものでございます。

あと、ちょっとイレギュラーではございますけれども、スコーピングのときにご相談したのは、その時点では開発の最大規模700haというのが想定されていて、そこについてスコーピングのご検討をいただいた。

しかし、その後、民間事業者さんの協議で、我々が出資を行っているMJTDという現法でございまして、ここが開発をするのは262haに限るという方向性が出てまいりましたことから、今回ご検討いただく部分は、この262について助言をいただきたいということで、本日よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡辺 今の説明に関しては、委員のほうから既に幾つか質問がありましたので、その内容につきましてはこの質問票の対応の中で、何かありましたらご対応させていただきたいと思ひます。

それでは、二宮主査よろしくお願ひいたします。今日は六十数個の質問・コメントとなっておりますので、効率的に進めていただければと思ひます。

よろしくお願ひします。

○二宮主査 では、すみません、来月の全体会合に参加をできないのですが、一応取りまとめまでということで主査をやらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、慣例に従いまして、順番にコメントいただいた委員の皆さんからご質問等をいただきたいと思ひます。

まず、全体事項から順番にいきたくと思ひます。

全体事項の1番から3番まで、松本委員お願ひいたします。

○松本委員 1番についてですが、お答えの趣旨はわかる一方で、区域ごとに、どの区域の人も参加できるという原則であれば、もちろんカバーできるということになりますので、こういうのが周知されているのであれば対応は可能かな。

ただ、一方で、当該エリアの人のみで協議を行わせてほしいという要望も寄せられているところが回答に書いてあるんですが、その声もわからないでもないですが、一方で、やはりその生業による違いが大きいのかなとも思うんです。つまり、農業の人たちは、やっぱり農地をどうするんだという議論で、労働、日雇いとか代替がしやすいタイプの人たちは、何か別の要望みたいなものなので、今回、このフェーズを小さくしていくことによって、いろいろ偏りが出てしまう心配があるんですが、これというのは、要するにどうやって全体で議論できるんですか。まだ、このフェーズで区切られたことによる困難さをどうやって乗り越えられるのかというのがよくわからないんですけれども。

つまり、やっぱり最初にやったフェーズで決まったことは次にも踏襲されるだろうし、でも最初はこういうタイプの人が多ければ、次に別のタイプの人が多かったら、その人たちは、実はあまり最初のほうは重視されなくてというようなことになってしまう。

それからもう一つ、今回のRWPIは、とても良識はあると思うんです。つまり、今後こういうことを決めますという。でも一方で、実は何も決まっていなれば何も決まっていなかなと、補償の仕方にしてもですね。これから協議をするということであって、ここには実際にはどうなるかということが書かれていないので、そういう意味で、すごく私はこの、最初の全体事項の1というのは一番、どう考えたらいいかのところで悩んでいまして、あるいは、どういう助言をするべきなのか悩んでいて、これからA1、A2の後にA3とか、ほかのものも細切れに、ここにこうやって助言委員会に出てきたときに全部覚えていないと、我々も「あのときはこういう議論で、ああだこうだ」となるので、このあたりについてどう考えたらいいですかという。

非常に困ったんです。やっぱりこういう、作本さんも、それによって累積的な影響がというようなご意見をされていたり、それに対してはご回答もありますけれども、民間なので、JICAさんにとってもいたし方なくこういう形になっている部分もあるかとは思いますが、でも、これがあまり住民にとって不利益にならないようにするのに、どういうスタンスで助言をしたらいいのかということについて、もうちょっとだけ、この回答に書いてあることはわかるということに加えてなんですけど、どう考えたらいいですか、府川さん。

○府川 松本委員にわからないものが私にわかるかどうか大変疑問なんですけれども、まず、やっぱり前提として、民間企業的にはその100ha、200haという単位で開発を進めていく、やっぱり工業団地物ではごく普通に皆さんやっておられることで、決して、後ほど関連の質問を作本委員からいただいていますけれども、我々が意図的に小さく

してマネージしやすくしているという、そういう意図は全くないということをございまして、その中で少しでも良識的に進めていくために、全体計画のところを、そのフレームワーク計画を作って、今後行われていく用地収用の柱みたいなものをお示しながら、かつ個々の区域については丁寧に議論を積み重ねていく。

仮に、もしそのフレームワークのほうで、もう「こういう補償内容ですから」というふうに言ってしまったとすると、それは逆にその個々の、まさに委員がおっしゃられたように各区域ごとにその生業は違うわけですから、その状況を勘案できなくなっちゃうし、そこは個々の区域ごとに、2-1、2-2というふうにやっついていかざるを得ないんだらうなど。

大事なのは、2-1で決まったことが、そのまま2-2で必ずそのとおりにします、したがって、もう2-2の人は何も言わないでくださいというような状況にはなりませんし、かつ、今先に進んでいる2-1のほうでも、2-2の方、それ以外の方、入ってこられるようにアレンジをしているということで、もちろん、多分その問題意識としてお持ちでいらっしゃるように、100%の最終的な回答というのはない中で、そういう工夫を積み重ねてきているというところが、とりあえず最初の発言として申し上げられる……

○松本委員 わかりました。マネージャブルに、非常に具体的な質問だけさせてもらうと、その点で一つは、つまり今日の議論は2-1、2-2についてのみするのか、そこではあまり重視されないけれども、今後も議論の対象になるんじゃないかというものを、我々は助言として含むことができるのかできないのかが1点。

それから2点目は、そもそも何に対してこれは助言をするのか。RWPも2-1と2-2に分かれていて、比較的内容は似ている、全部同じではないけれども。しかも、これは協力準備調査ではないときているということで、私たちの助言は、これはスコーピングのときにもなりましたけれども、何に対するものか。企業がオーナーシップを持つRWPの内容を「こう変えなさい」と言うのか、それとも、ファイナルにするに当たって、「JICAは企業に対して、このようなことを求めてください」というタイプの助言になるのか。これが2点目なんですけど、この二つについてちょっと。

○府川 わかりました。

1点目のご質問については、これは2-1、2-2というのを対象にお願いをしたいということをございます。そもそも、そこから外というのはJICA事業にはならない可能性が高いという状況。もしなるのであれば、もちろんデュープロセスでやってまいりますけれども、JICA事業は2-1、2-2にとどまりそうな可能性が高いということをございまして、そこに対してご助言をいただきたいということ。

あと、次のご質問に対しては、そうですね、実施する民間企業さん向けの助言であったり、あるいは、JICAが環境レビューの中でこういうことをしっかり見なさいというご助言、両方あるのかなと思いますけれども、よりダイレクト感があるのは、多分私どもに対するご助言だなと思うんです。民間企業さんは、彼らは彼らでやっぱりポ

リシーがあつてやるところはあると思いますんで。

○松本委員 じゃ、「ファイナルはこうしなさい」という助言は、あまり意味がないという。

○府川 ファイナルでですね。ええ、そこは……

○松本委員 「ファイナルレポートのこのように書くこと」みたいなのは。

○府川 そこは、我々としてその働きかけはしますけれども、通常やっている協力準備調査のように我々がライターではないので、言っても、すみません、そこはうちとして働きかけますというのがお答えになる。

○松本委員 ということですね。つまり全ては、「FRにこう記述されるよう働きかけること」が限界ということなんですね。

○府川 はい。そこは……

○金籠 1点だけ補足させていただくと、EIAとRWPでは位置づけが違っておりました、EIAのほうについては、まさに民間事業者さんが策定をされているもの。RWPについてはミャンマー政府のほうで策定をしていて、そちらについてJICAは技術協力を行っているという形というようなところですけども。

○小川 ただ、結論としては……

○松本委員 同じですよ。

○小川 同じ。JICAに対して助言をいただいて、「民間事業者もしくはミャンマー政府に対して、こういう働きかけを行うこと」というのが、いただく助言、形としてはおさまるといふか、そうなるのかなと。

○松本委員 わかりました。最初のクラリフィケーションなんで、そのSEZマネジメント・コミッティーは、これは出資者の一角としてではなく、要するにオーソリティーとして出しているんですか、それとも、これは出資者の一つとして出しているんですか。

○小川 オーソリティーとして用地取得を。

○松本委員 オーソリティーとして出している。ですから、これについてはミャンマー政府と断言していいわけですね。

○小川 用地取得についてはそうですね。

○松本委員 そうですね。

ありがとうございます、1については。

○作本委員 関連で質問。私も今のことを自分で整理できていないままここへ来ちゃったんですけども、JICAさんが10%分の出資をされているということは、どの部分、全体の事業のどこという特定はないんですか。全体の、ただ投資額の10%分というだけのこと。

○小川 この普通の企業に対する出資でございます。

○作本委員 それは、例えば区分でAとBがありますけれども、そういうところの地域

区分についても一切ないんですか。

○府川 ないです、はい。

○作本委員 そうすると、協力準備調査じゃない……

○松本委員 つまり、協力準備調査じゃなくても、出資者としてのJICAに対して提言ができるんじゃないかということじゃないですか、もしかして今の話は。

○作本委員 そうということですよ、我々の立場としては。

○府川 当然そういうお考え方になる。それで、当然我々も出資者の一角として、事業をこういうふうによくすべきだというのがあれば、当然ぶつけていくわけなんですけれども、ただ、基本はやっぱり民間企業さんによる事業で、官の立場としては、それをサポートするという立場ですので、「区切りが、2-1、2-2、これはおかしいから全部まとめてやれ」とか、「262じゃ足りないから700全部やれ」とか、それはやっぱり言えない。

○作本委員 言えないわけね。

○府川 ええ。

○作本委員 そうすると、これは今までの協力準備調査とは違うという性格の兼ね合いもありますけれども、そもそもガイドラインを全体に適応させるという、我々は努力はしますけれども、内在的にそういう限界がある程度あるんでしょうね。

○府川 そこは、はい。

○作本委員 出資という形をとったときに、もう既に形態が今までと違うんじゃないかと。

○渡辺 JICAガイドライン自体は当然遵守されるわけですけども。

○作本委員 ただ、100%全部についてというわけでは。

○府川 これは、この場合の100%として、700であったり2,000だったりですよ。

○作本委員 ええ。

○府川 ですよ。だから、260については100%。

○作本委員 これについては100%ですか。

○府川 はい。

○作本委員 わかりました、ありがとうございます。

○松本委員 3番について、1と2はいいとして、3番ですが、そういう状況で考えたときに、例えば、放牧は、別に2-1、2-2じゃなくて、全体的にいろんなところの空き地を使っているみたいなものを、一体どうやって助言したらいいんですかというのをこっちが聞くのも変なんですけど、どうしても2-1、2-2を超えた助言をせざるを得ないんですけども。そこは出資者でもあるわけですから、今の作本さんの意見ではないですが、やっぱり区切れないものもあるんで、区切れるものもあると思いますよ、でも区切れない、例えば放牧のように、こういうふうに書いていただくと、まさに2-1、2-2とは関係ないところにも、住民は生業として放牧をしている。それを、2-1、2-2につ

いてはこういう補償をしましょう、ほかは知りませんというふうにならないですよ、こちらとすれば。

○小川 そこも、まさにArea2-1、2-2の住民協議会をやられているときに、オープンにしている中で、当然放牧をされている方もご関心があるだろうという想像のもとというか、当然あると思いますので、参加いただければ、その場で、「自分はここで放牧をしていて、ここがなくなってしまう」と、ほかに、例えば本当に全く代替地がないというような話になれば、当然そうになっていくのかなと。

そこは、仮にそういう方々が出てくれば、対応というのは個別に考えていかざるを得ないかなと思ってはいるんですけども、まさにその、この地がなくなってしまうたら、全くほかに放牧できる場所がなくなるのかということも一つ議論なのかなというふうに思っております。

○松本委員 でも、そういう人はいいんです。逆に、ほかにもある人の扱いが一番難しいと思うんです。つまり、生業の6割はこの1と2にあるけれども、4割は別のところにあるという人は、6失うと結構でかいわけですよ。

○小川 そこは、その放牧も全くできなくなってしまったらということですよ。この地域での放牧に完全に依存していて、まさに6割を依存されていて、それは結構サブスタンスなものになりますので、そこは考えていかなきゃいけないのかなと。

○松本委員 そうなのかな、何か部分的に依存している人の対応が一番難しいかなと思うんですけども。わかりました、そういうことも盛り込むしかないなと思って聞いたんで。二宮さんありがとうございます、3番まではそれでいいです。

○二宮主査 ありがとうございます。

一番最初に大きいところの位置づけといいますか、そういうところを確認していただいてよかったと思います。

4と5については私なんですけど、私は、これは本当はステークホルダー協議のところに入れていただくのがいいかなと思ったのですが、最初のスコーピング案のところ全体のところ、このスコーピング案の助言の1番のところ、この関連する議論が入っていましたので、ここで入れさせていただきました。

私は、そのMSAGの役割というところにとっても関心があって、やはり民間の事業者として実施をされるときに、JICAのガイドラインの機能をうまく機能させる役割として、あまり今まで一般の協力準備調査なんかではなかった機能かなと思ってこういう質問をさせていただきました。お答えについてはわかりました。

したがって、その役割がどういう役割になるのかなということに興味があったので、この10-1のところ、6番のところに入っているんですけども、イメージとしてはここがかなり大きな、少し位置的には真ん中のあたりに来て全体を取りまとめたりするのかと思ったものですから、この説明の内容によって10-1の中の位置づけというのも少し変わってくるのかと思ったのですが、これは本当に、調整をする機関という

よりは、コミュニケーション機関というような理解でよろしいのでしょうか。認識を共有するというのを、二重に大きな枠組みでやっていくための仕組みというような理解でよろしいのでしょうか。

○小川 そうですね。書かせていただいているとおり、四半期に1回集まって、それはそれで大規模な場としてやっていただいている、他方で日々のコミュニケーションだったり、日々のこういう異議申し立てというか、グリーバンスというのは日々ありますので、それはそれで、どっちかという、住民の方からすれば、まずはそこがありきだと思いますので、そこはある意味中心に来ている、図表上はですね。そこである程度大きな 이슈として、これはやっぱりいろんな関係機関で調整したほうがいいよねというふうに出てきた割合大き目の 이슈が、このMSAGの場で、四半期に1回という頻度もございますし、調整されていくという形になっているというふうに理解しています。

○二宮主査 なるほど、了解しました。私もそういうイメージで、大きく取り囲むようなイメージかなと思ったんですけども、少し隅っこのほうにちらっと書いてあったので。すみません、表現の問題で、あまり大して大きな問題ではないんですけども、了解です。ありがとうございました。

では、6番、7番、高橋委員よろしくお願ひします。

○高橋委員 6も7も、基本的には先ほど来議論があったこと、あるいはこの後もほかの委員の皆様から提出されているものと関連をするかと思ひます。

民間連携の事業だということもあって、JICAの発言力といいますか、こういったもの、あるいは行うと言ったものがどういう形で担保されるのかということについての疑問です。

まず、6のほうにつきましては、お答えいただいて、いろいろ担保があるということですが、この下のほうの罰則なんですけれども、これは結局誰がどういう権限で行うというようなことになるのでしょうか。

○小川 まずは、そのECPをTSMCに出していますので、TSMCが原則的な許認可機関になりますので、まずは、一義的にはTSMCが出していくということになるのかなと思ひます。そこは、もう両方パラレルにあるものだと思ひてまして、MJTDはMJTDとして、入居企業との間の契約に基づいて指導する権限を持っていますし、ただ罰則というふうになると、どっちかといえば行政指導的なものでございますので、そこはTSMCがやっていくということになるのかなと思ひます。

○高橋委員 もちろん、紳士協定で協定をして、いろいろレポートを出したりやるということはEIAにも書いてありましたが、理解をしているんですが、ちょっと意地の悪い形ですが、もし万が一それが守られなかったときにどうするのかというようなことでお伺ひしました。

7番のほうも同じようなものなんですけど、ガイドラインに沿った対応を当然していた

だこうということで、いろいろJICA側からも働きかけをお願いしたいと思うんですが、こちらのほうは、先ほどの話もありますと、ミャンマー政府に対しては、かなりJICAがより直接的といいましょうか、力を入れて働きかけをすることが可能だというような理解でよろしいのでしょうか。

○小川 ミャンマー政府のプロセスについては、専門家の皆様の力を借りながらサポートさせていただいています。究極的には、ミャンマー政府はミャンマー政府として独自の機関ですので、どこまで影響力があるかというのはケースバイケースだとは思いますが、サブスタンスにかかわらせていただいているというのは事実です。

○府川 答えは同じになるんですが、ご質問の、非自発的住民移転に対する対応にはガイドラインとの乖離が見られるというのは、ここはミャンマーの法制度とのあれですか、それとも実態として足りないということをおっしゃっておられる。

○高橋委員 いや、このDFRに、そういう乖離についてもいろいろと整理がされてきましたので。

○府川 それは法制度ですね、そう捉えてよろしいですね。

○高橋委員 はい。

○府川 そうです、おっしゃるとおりです。ミャンマーは、まだまだそういう法制度にずれがあって、そこをJICAもそうですし、あるいは世銀だとかADBもそうですけれども、ギャップを埋めるべくさまざまな働きかけを行っている。

○高橋委員 とりあえずわかりました。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、8番、9番、10番まで作本委員。

○作本委員 先ほどの松本委員の質問を、まだ私も十分理解できたようでできていない、そういう状態であるんですが、全て、先ほど262haを前提にした議論でという、JICAとしてガイドラインを当てはめるんだというような話をしているんですが、ただ、一部には、住民移転については2,000ha全体のへ影響を考えると。このあたりのずれというのはどういうことになっているのかなという。

累積的影響とか周辺への影響、そういう意味ではわかるんですが、2,000haは広くとったようであり、2,000ha以内ということで限定をかけているわけですから、2,000haのみという、そのこの根拠というのはどういう考え方に立つのかなということが一つあります。

あと、恐らくその廃棄物の問題が、やはり後でもちょっと出てきますが、一番将来の課題を生むんじゃないかなと思うんです。日系の廃棄物処理業者、あるいは焼却炉、そういうものに力のある有名なところですから、しっかりやってくれると思うんですが、例えば、日系企業ならば、先ほどの内規の罰則もないようなので、「やってくださいな」でいくかもしれません。これが地場企業やら、あるいは外国の企業、

外資系が入ってきた場合に、命令は内規ぐらいで十分できるんですかという、私対私の契約ですよ、おたくの企業の廃棄物はこっちに持ってきてください。そんな、例えば日本の企業、割高なところに地場企業なり、例えばシンガポールから企業が入った場合に、「義務的ですから、内規ですから」と言えるのかどうか。それはほかの、例えばベトナムあたりでも、例えば廃棄物を自分で処分できないものは、シンガポールと連絡をとりながらというか、そちらの技術を借りながらという、そういう話を聞いたことがあるんで、先ほど高橋委員がおっしゃられたように、内規だけでは、いけるといえないところがあるんじゃないかと。

やっぱり海外でこういう事業活動をやるに当たっては、先ほどMJTDができなければTSMCが出てくるんだと。だけれども、やはりこういう途上国で、しかもミャンマーというのはいろんな国情、難しいところがありますよね、やっぱり軍部がまだまだ力を持っている。そういうようなところで、本当に日本的なやり方というのは限界があるんじゃないかなと。やっぱり、役所に乗り出してきてもらって、必要なところは罰則なり、きちんとした規制なりをかけてもらう必要があるんじゃないか。そうしないと、JICAの我々が持っているガイドラインでさえも十分に適用できない、そういう限界というのがあるんじゃないかなというようにちょっと感じました。

それと、あと、そういう意味では少し規制力の強い手段というのを、TSMCになるんでしょうか、そういうようなところからもっと援用していくてというか、支援してもらうということが大事なんじゃないかなという気がいたします。

あとは累積的な影響、これについても、やっぱり廃棄物が代表的な事例になるかと思うんですけれども、確かに私ももう一回読み直して、廃棄物のところで、将来の廃棄物処理をどう考えるのかということ英文で説明されているとこのご回答にも入っているんですが、ただ回答の、この将来の廃棄物、累積的な廃棄物にどう対応するかといったら、willで、will be treatedですよ。次には、there is no plan to dispose residual何とかでというんです。次のパラグラフに何が書いてあるかという、construction phase is expected to beですよ、全く将来わかりません。

これから企業が入ってくるわけですから、わからないというのは私も同感ですけれども、ただこれでは規制権限なりを発揮するというか、適用する場が全く見えないというか、やはり、今のこの企業さんの活動の中で最も深刻なのは、有害廃棄物とか重金属とか、そういうようなところをどう処理できるのか。

前にも全体会合でもありましたけれども、やはりこのミャンマーの場合には、一般的にそういう処分場がない中で、十分処分場を確保できるのか。焼却炉、これを日系企業の力でということはあるがたいと思うし、そこまで機能させていただくことはありがたいんだけど、もう一つやっぱり信頼関係、日系企業同士じゃないんで、ここにはもう一つ、規制というものをどうしても相手国政府に取り組んで入れる必要があるんじゃないか。

というのは、例えば、ほかの国でこの工業団地、ここで操業すると安全だということとが私どももありますんで、できるだけそっちへ行ったらと、企業さんは工業団地に入ったほうが無難だよと、電力も水も廃棄物処理も、みんなできるからというような形で、確保できるからということをよく言うんですけれども、同時にミャンマーの場合には、この工業団地、経済特区法というのがありますけれども、どれだけ公害防止に関して網がかかっているのかなど、ちょっと不安があるんです。そういうことで、ちょっと気になります。

そういう意味で、将来がまだ全く白紙の状態なのにもかかわらず、この累積的な評価というのは、どこまで可能なのかどうかということでもあります。

あと、10番に移りますけれども、これはEIAの手続なんです。EIA Procedureというのは、この第6次ですか、7次までかけてようやくミャンマーで成立した、去年ですね、法律に当たるものでありますけれども、そこにおいて、やはり読み返してみたいんですけれども、アセスの手続というのは、いわゆるサブEIAですか、あとEMPをやるのかやらないのか、今回みたいな累積的な影響が起こる場合にEMPをどういう形でやるのか。今までJICA式のやり方がありますよね、だけれども今回はどうなのかということで、相手国にこの法律ができちゃったら、それを守らなきゃいけないんじゃないかという懸念からですね。

向こうのこの新しい法律の23条には、10番のところに書いてありますけれども、アセス、EIAかIEEが必要な事業かを判定するスクリーニング手続がまず規定されています。EIAが必要とされる事業規模には、お答えのほうですね、EIAの中でEMPについて記載することとされている。

だけれども、この法律の規定のほうは、たしか役所のほうに事前にEMPを出さなきゃいけない。サブEMPの調査はEIAの中に含めているという、2段構えになっていたように私は読んで記憶しているんですけれども、そのあたりを教えてくださいなと思います。というのは、今回にとって、やっぱりEMPというのはとても重要な役割を持つ調査段階だと思うんで、そこについて教えてくださいなと思います。

○金籠 その点についてご説明をさせていただきます。

こちらの回答のほうに書かせていただきましたEIA Procedureについてなんですけれども、今ごらんになっているかと思うんですが、そのEIA Procedureの中で、まず一番初めにスクリーニングを行うというふうに規定をされております。その中でEIAが必要になる場合というのは、EIAの中で、EMPも含んで行う、EIAを必要としない下位のものについては、EMPを作成するというふうな形で規定をされております。今おっしゃっている、EMPをまず作ってという部分については、既存の事業者さんで、EIAなどを踏まえ、もう既にオペレーションを始められている企業さんなどの場合にはEMPを作って、その中でスクリーニングを行って、IEEを行うのかEIAを行うのかというような流れになるということになります。今回のこの事業については、初めからス

クリーニングをして、EIAを作るというような流れになっておりますので、EMPについては、あくまでもその中の一部として作成をしていくということとなります。

○作本委員 私がちょっと意識したのは、企業別のEIAということはあるですか。企業別のEMPの、今ご説明いただいたかと思うんですけども、なかなかこの大きな区画自体についての複合的な影響というか、全体としての影響ということでは、そういう意味ではなかったんですか。敷地について、用地についての。

○金籠 はい。

○作本委員 こういうEMPはなかったわけですね。

○金籠 いいえ、EIAの中で作っていくという。

○作本委員 土地の、この用地確保、用地を建設するというか、区画に関してのEMPはなかったんでしょうか。

○金籠 はい、順序としてはこのEIAの中で、EMPを作成するという、そういう手順で。

○作本委員 今ご説明いただいたのは、各企業が入居する際にEIAをやりなさいということで、どこもありますね。入居企業に対してもう一回EIAをやりなさいというのはよくあることなんですけれども、この敷地、この区画、土地を造成して作っているわけですね、工業団地を。ここの土地全体について、第1期、第2期とありますけれども、ここについてのEIAというのは、EMP的な考え方で、なかったんでしょうか。

○府川 100haについて。

○作本委員 100haについてあった。200なのかも。

○小川 262の、それがこの今提示させていただいているEIAで、その中でEMP……

○作本委員 さっきご説明が、各企業が何とかと、ちょっとあったもんですから。

○小川 各企業もということですよ。

○作本委員 入居の際に別にアセスをやるんですか。国によって違う……

○小川 個別で2段階です。

○作本委員 2段階ですよ、入居企業は入居企業でもう一回アセスをやる必要がありますよね。

○小川 現時点においても、262haとしてEIAとEMPというか、やらせていただいているということになっているんで、それはまさに2段階になっているということだろうと、むしろ通常よりも確保されている形になっているのかなというふうに思います。

○作本委員 先ほどの説明の中で、スクリーニングの中でという、ここにも書かれているんですが、ただ、僕は法律のほうで、ちょっと読んでみたら、80条と左のほうに書いてあるんですけども、IEEとかEIAの実施前に、EIAとは別に、大臣向けにEMPなるものを提出して、そこで許可を取らなきゃいけない、承認を取らなきゃいけないというふうなステップになっているんですけども、これじゃないんですね、今回はそうすると。

○金籠 そちらについて、現地のほうの手續などにかかわっている専門家のほうにも確認を行ったんですけれども、おっしゃっている部分については、既存の事業者さんの……

○作本委員 既存の事業者。

○金籠 はい、既存でもう既に事業をやられている方のプロセスについて、今おっしゃられているような形だと思いますので、これから新たに実施する場合というのは、まずスクリーニングという段階がまず一番初めに来る。

○作本委員 そうか、スクリーニングから入るから、その段階に合わせてやればいいという考え方になるわけですか。

○金籠 はい。

○作本委員 そういう意味では、法律のほうが既存の事業者と新規の事業者を使い分けて、説明分けしていなかったのかもしれないですね。

○金籠 いずれにしろ、EIA Procedureの中ではそういった形の説明がされております。

○作本委員 そうですか。

○小川 罰則のほうでございますけれども、先ほど紳士協定とおっしゃっていましたが、許認可権限があるのは、あくまでミャンマー政府でございまして、環境管理に関するECPPも、あくまでミャンマー政府に対して出しますもので、もしおっしゃられるようなご懸念が、外国企業だったら常にそんなことをやるかとは思わないですけれども、仮にやった場合には、究極的には許認可の取り消しということになるのかなと。つまり……

○作本委員 それをもし規定しようとしたら、経済特区法があつた国にありますよね、そこには書かれていませんね。そうすると内規でもう一つ、今は自主的なあれでいきますよね、それ以外にTS何とかという、こちらのほうがそういう規定を作る予定があるんですか。いわゆる経済特区法は、通常、例えば入居者に対して、そういう罰則めいたことを本来は入れますよね、タイとか何かの工業団地法とか何かでね。今回はそういうものが書かれていないような、私は記憶を持っているんですけれども、ミャンマーの経済特区法には。

そうすると、先ほど高橋委員がおっしゃるような、強制的な、あるいは規制的なものなんてどこで顔を出すのかと。日系企業だけだったら、もう恐らくそういう問題はなくて、信頼関係だけで、「守ってください」と、「続行で頼みますよ」というふうに言えるとは思いますが、工業団地というのは経済特区そのものではない。

○小川 明記してあるかどうかまでは、まだ現時点において確認はできませんけれども、当然許認可権限があるということは、許認可の取り消し権限があるというのは…

○作本委員 許認可というのは入るまでですよ、ですから……

○小川 ECPPを出した上で、環境関連はこういうふうにはモニタリングをしていきま

すというのを出している。それを前提として出しているということになるので、それに対して全然守られていないということになった場合に、行政機関としての権限を発揮するのは当然だと思いますので。

○作本委員 というのは、行政権にはそれだけの測定能力がないでしょう、この国にはまだ。自分でラボラトリーを持っていて調べられる、そういう力がないお国柄ということになって。

○渡辺 形式論と実質論は分けた方がいいと思います。形式論としては、確認したほうがいいと思いますが、通常考えれば、許認可を与えるということは、何かあった場合は、その許認可を取り消せるというのが当然だと思います。もちろん法的に確認する必要はありますが。

実質の話になると、ミャンマーだからというのは理解できなくはないのですが、その話をし始めると、JICAの仕事そのものに対するご意見になりかねません。本件に関しては、例えば別の技術プロジェクトでMOECAFに対する技術協力をやっていたりして、全体として能力強化を図っているわけです。「実際できるのですか」という点で議論をしてしまうと、そこは実は正解がなく、「できる」と我々は言うこともできません。この場では助言としてどう残されるかの考えを念頭に置きながら議論されたほうがいいのではないのでしょうか。

○作本委員 確かにJICAさんは、向こうのアセス制度作りとか何かいろいろ支援されてきているご尽力もありますんで、制度的なものという実態がどうなのかということ は確かに分けなきゃいけないんだけど、ただ、アジアの多くの国を見ていまして、やっぱり実体面から起こる問題というのは、やはりあらかじめ、今もう予想がつくわけですから、その芽を、抜け穴を埋めておくということは、我々にとっても、ある意味ではガイドラインにとっても非常に、形式上整っているという点でとどまらないほうがいいんじゃないかなということで、個人的に考え方が……

○渡辺 そういうご懸念は、当然我々も理解した上で対応しており、例えば、環境レビューのときに現地で実施体制を確認したりしますが、体制が脆弱であることをもって明確なガイドライン違反に当たるのかと言われると、また別の議論になると思います。ご懸念の点と、助言委員会としてどういう助言を残すのかというところを、作本委員にもよく考えていただきたいと思います。

○作本委員 ありがとうございます。今の、10番まで一応わかりました。

○二宮主査 よろしいですか、ありがとうございました。

特に全体事項のところ、やはりどういうふうにこの案件を捉えて、効果的にどういう助言を残すかということの部分はかなり難しいというところと、一定の認識共有みたいなものができたのかなという気がいたします。

EMPに関しては、今のEIAの中で行われているし、各企業が、これから結果的に行ってって、全体として不適合に当たるようなものがあれば認可のところという、

非常に大きな枠組みのところで、これからその中でどんな経済活動が行われてくるかというようなところの前段のところがあるような感じがいたしました。

では、次に移らせていただきたいと思います。

代替案の検討のところで私が三つですけれども、すみません、私もスコーピング案の議論のところに、ワーキングに参加していなかったので、なかなか十分理解できていないところがあったんですが、この11番のところは、最初の松本委員のところのご議論と、あと今の作本委員のご議論のところで大分私も理解ができました。最初のスコーピングの議論のところの、絞り込みのプロセスがわかりにくいというような議論があったと思います。それがこのドラフトファイナルのところで十分反映できているのかというところが、懸念があったものですから、こういうふうに質問させていただきましたが、細かく表にご指摘ということ、あるいは大きく捉えていくということ、それぞれ難しい点があるということについては理解いたしました。

恐らくそれと関連してと思います、12、13のところも、代替案を検討したり、ゼロオプションとの検討のところも、何となく今までの案件と比べるとすっきりしないと言いますか、こういう言い方がいいかわからないですけれども、精緻な絞り込みになっていないような感じがしたんですけれども、それでこういう質問をしたんですが、それも全体のところの議論で事情がよく、少しプラスの理解ができたような感じがいたします。

ですので、これは、この言い方がいいかわかりませんが、やっぱり Alternative A というところがありきと言いますか、ここをどういうふうの中を開発していくのかというところから実質議論が始まっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○府川 最後のご質問のところが、問いかけのところが。

○二宮主査 Alternative A と B のところの比較のところ、B との比較というのは事実上あまり意味のある比較じゃないような気がしたんです。これはもう A でどう開発するかということがまずスタート地点というふうに理解をしたという。

○府川 スタート地点としては、その2,400というエリアの中で、Zone A の次に Zone B を、どこをやりますか。その Zone B を選ぶに当たっては、まずその Zone A からの近接性であるとか、あるいはまとまった用地が確保できるかという観点から、この隣接地域というのが選ばれ、その中から、少しでも環境影響を少なくするオプションというのは何があるんだろうということで、その A、B という整理をしているという、そういう思考経路でございます。

○二宮主査 ただ、圧倒的に A のほうが優位であるということなんですね。

○府川 はい。

○二宮主査 わかりました。

恐らく、似たプロジェクトのケースもこういうケースなんだろうと思います。了解

いたしました。

14番、高橋委員お願いします。

○高橋委員 この表3.3-1なんですけど、AlternativeのAとBの比較などについて、これはBのほうで、Environment/ social considerationで一部自然の関係について書いてあるのはわかるんですけど、そもそもこの文言といいましょうか、表の上のところに、ビューポイントということで、Technical aspect、Economical aspect、それから、Safety、それからEnvironment/ social considerationという中に、Environment social considerationは、この住民移転の観点しか入っていないので、当然、ちょっと形式的なお話しになって恐縮ですが、環境への影響ということですね、これもきちっとこの中に書いた上で比較をするということにしないと、Environmental considerationというのは全然考慮されていないということになりかねないのではないかとということで質問させていただいた次第です。

○小川 我々が作っているドラフトレポートであれば、「反映させます」というふうに言えるところがあるんですけども。

○高橋委員 表の中に一部、ちょっと書いてありますけれども、そもそも方針みたいなところに全然そういうのがないというのはどうなのかなと。

○金籠 今、この回答のほうで、Alternative Aのほうにおいては河川の改変がないという旨を書かせていただくというふうな、そういう対応をEIAチームのほうでは考えられているということで私どもも聞いているんですけども。

○高橋委員 追加して、当然そういうことで比較していただくのはもちろんなんですけど、私はここの表の、テーブルの上のところに書いてあるのが一種のビューポイントで、方針と言うと大げさかもしれませんが、この比較をするときには、観点といましようか、重要事項が書いてあるというふうに理解をしたものですから、そこにそういう環境関係が全然、名前としてはEnvironment/ social considerationと書いてありますけれども、その説明として環境について触れていないのは、ちょっと片手落ちじゃないですかというのが私の考えです。

○篠田 ご指摘のところは、Other result of alternative studyということで、このAとBを比較した結果のサマリーみたいなものを書いてあるというような認識で、多分そこに環境が入っていないというのは確かにある。もしかしたら、その大きなアドバンテージが見られないとか、そういうことなのかもしれませんけれども、そこは必要に応じて追記ということだと思えます。

ただ、ご指摘のところでご理解いただきたいというか、ご認識いただいているとは思いますが、環境を全く視点として入れ込んでいないというわけではなくて。

○高橋委員 それは、Aの上のほうには、A impact of the functionだったか書いてあります、それは理解しております。

そうですね、Bに書いてあるから、今回Aのほうにもそれを追記するということです

から、それはそれでももちろん結構だと思う。形式的な話で恐縮ですけども、流れとして、何か環境面があまり考慮されていないのかなという印象を受けたものですから、以上です。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、スコーピングマトリックスのところに移っていきたくと思いますが、続きまして高橋委員、また15、16をお願いします。

○高橋委員 まず、15のほうにつきまして、このレポートの中には洪水が起きるとか、いろいろなことがよく書かれています。もちろんこういうモンスーン地帯で、豪雨の地帯でもあります。

そういうときに、いろいろ対策は講じられているようですけれども、やはり表土が特に裸地化します、大雨が降ったときに泥がそのまま流れるということが懸念されるわけです。そして、それによって河床、底質に泥が堆積をしたり、あるいは魚なんかに影響がないのかということで、このスコーピングマトリックスにもそういった点が反映されないのかなという疑問で質問をした次第です。

大きく変化しないとか、影響が少ないということは、それはそれで理解できますから、スコーピングのほうで、それをどういう形で表現するのか、しないのかということかとは思いますが、お答えでは、こういうことだから、特にスコーピングについては変更なしということですね。

○小川 はい。

○高橋委員 それから16番は、これは前回のスコーピングのときの話でしょうから、今さら意味がないとは思いますが、単なる疑問といいたいまいしょうか、感想として、前回のときでもBぐらいだったんじゃないのかなという、ただそういう感想ですから、これはこれで結構です。

○二宮主査 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○二宮主査 じゃ、作本委員お願いします。

○作本委員 これもマトリックス評価のところ、10ページで、以前にはB-だったのが、土壤汚染の関係ですね、これがDに変更されているということがあります。

ただ、この土壤汚染の場合に、右の説明にも書いてありますように、ご回答ですけども、現地調査結果というか、まだ団地の土地を使っているわけじゃないですね、ですから土壤汚染が、まだほとんど農地みたいなもんですから、起きていることは予想されないというか、土地はまだきれいなはずなんです。むしろ問題なのは、操業後に土壤汚染に対してどういう対策を講じる予定なのかということをお聞きしたいわけです。

ですが、これは「ルールを守るから」と、さっきとまた同じパターンで、また似てきちゃうとわかんないんですが、いわゆる入居企業がルールを守るからだということ

だけで大丈夫だと言われるほど、重金属の問題とか廃棄物の問題というのは簡単ではないと思うんです。

やはりゴムシートを、例えば敷かなければ六価クロムが土壌の中に入り込むとか、そういうような、メッキ工場その他いろんな問題を日本は経験してきているわけですし、その六価クロムはいまだにまだ小学校であらわれているのも最近の新聞に載るぐらいに、やはり「入居企業がルールを守るから」だけで、「ああ、そうですか。じゃ、問題起こりません」と断言できるほどには、まだちょっといかないんじゃないかなという気がするんです。

特にご回答いただいた中で、「6に記載の通り」と書いてありますけれども、「入居企業に対して適切な管理を行うこととなっておりますので」と、「評価をB-としたと承知しております」と書いてあるんですが、そのまま文字どおり納得しちゃっていいのかどうかというのは、やはり、その入居する企業ですね、先ほどのとおり、行政の何かしらの規制のもとに置かれるならばいいわけでありましてけれども、それじゃなくて、全部私契約ですね、私同士の、私企業同士の、しかも内規でありますから、罰則を仮に入れたって、やはりそれは弱いわけでありましてよね。訴えることも、逆訴えることもできるぐらいのもんでありますから、本当に大丈夫なのかなということ、やはりほかの分野の問題も、水とか大気もいろいろあるんですけれども、廃棄物が最も深刻だしということで、大丈夫なんですかねともう一回相談をかけて、さっきと似ています。

○小川 先ほど申し上げたとおりで、その罰則のところに関しては、我々としては、当然許認可を取り消すという権限があるというふうに認識しておりますし、許認可申請をするタイミングですよ、まさにその建設中から供用の確認に至るタイミング、工場を作ってから操業に至るまで、どういうふうに環境モニタリングをするかも含めて申請が出されるものというふうに承知していますので、それを踏まえた上で適切な計画が立てられているかというものを見た上で当然許認可を出す、どこのSEZでもそうだと思うんですけれども、それが守られていないということであれば、当然、究極的には操業停止ということになると思います。

○作本委員 その計画段階できちんとした対策を講じられているかどうかだけは、念には念を入れて、私どもは技術系のことは知識がないのでわかんないんですけれども、こういう分野の事業だったらこういう廃棄物が予想される。だったらこういう対策が、これとこれは必要だろうぐらいのことは、皆さん方だったら見当がつくはずですので、そのあたりをぜひ。

○小川 まさにそこで、渡辺も申し上げましたけれども、その部分のテクニカルアシスタンスとして、このOSSCに対するキャバビルもやっているところですので、クオリティーは担保されるものであろうというふうに。

それを乗り越えちゃうと、完全なる疑念みたいなものになってしまう感じですので、

手続的にはそういうものが確保されていますし、なおかつ、それに対して我々としては技術協力なりを使ってやれることはやらせていただいているというふうに理解しております。

○作本委員 JICAさんの技術協力はやっぱり強力、力がありますから、ぜひお願いしたいと思います。わかりました、結構です。

○二宮主査 ありがとうございます。

残り3分の2以上、まだ残っているところで1時間経ってしまいましたので、少しテンポアップしていきたいと思います。

環境配慮に行かせていただきたいと思います。

18、19は私ですけれども、19については了解いたしました。

18について、私の質問の仕方が、申し訳ありません、あまりうまくなかったんですけども、通常は分布図みたいなものが入っているかなと思って、イメージして読んでいたんですが、動植物の種の整理をしてくれたんですが、これは民間の行ったEIAなので、ここではなかなかわからないかもしれませんが、どこかのところでその内容を確認して、記載ができるかどうかを確認していただけるというご回答がEIAについてはあったので、これも同じように確認していただくことは可能ですか、分布図があるのかどうかということと、それをEIAに反映していただけるのかどうか、資料として。

○田邊氏 日本工営の田邊と申します。

インタビュー調査したものがございまして、あと現地で確認したものがございまして、そこは現地調査を実施した調査員に聞けばわかることになります。

○二宮主査 これは全部インタビューですか。

○田邊氏 全部じゃないです。インタビューと実際の観察と。

○府川 今こういうふうにお答えいただいたわけなんですけれども、協力準備調査ではないので、私どもで契約関係があって、じゃ、お願いしますという……

これはちゃんと事業会社があるということで、とりあえず事実関係のご回答ということでございます。

○二宮主査 それは了解です、よろしく申し上げます。

では、石田委員、24番までお願いできますか。

○石田委員 すみません、遅刻して申し訳ありませんでした。

20番から24番まで、ご回答を詳しくありがとうございます、大体理解できました。

読ませていただいて一番気になった点だけ申し上げたいんですが、21番の、当然ここは途上国の川なので、日本みたいに護岸工事していないはずですから、ヤンゴンに行ったことがあるんですけども、この川自体はそんなに詳しくないんです。護岸工事していないと思いますので、きっと暴れるというか、そういう暴れながら、当然ですけれども、下流域において砂州を形成して、細々とそれに、それで栄養分が補給されることによって農業なりいろんなことを続けてこられた人たちがいると思うんです

ね、そこが一番気になるんです。

現地のことは、恐らく松本さんが一番詳しいと思うんで、後から松本さんの質問の時間をたくさんとっていただいたほうがいいと思うんですけれども、私がやっぱり気になるのは、ここを作って固定してしまうことで、暴れ川として、ひよっとしたらいろんな土砂なり栄養源を上から運んでいた機能が失われて、近くの人たちに一部困った人たちが出るんじゃないかなというのが一番気になるんです。その点はいかがなんでしょうか。

○小川 実を申し上げますと、川自体もかなり幅のある、数字がぱっと出ています……

○石田委員 非常に大きな川ですね、これは。と思います。

○小川 川でして、かつ、この工業団地の位置自体は、河川から1kmぐらい。

○田邊氏 1km弱あります。

○石田委員 じゃ、河岸工事は全くしない。

○小川 河岸の工事は全く入らない。

○石田委員 ジェティーぐらいは作るわけでしょう。

○小川 いや、そこら辺は事業対象に入っていないです。護岸の関係は全くないです、事業の対象としては。

○石田委員 じゃ、いわゆる物資の輸送というのは、川からは全然使わないんですか。

○渡辺 既存の港ということ。

○小川 港が使われる可能性はあるんですが、それは我々の事業とは違う、既に民間がやっている港とか、既にありますので。

○石田委員 既にあるわけですね。

○小川 はい。

○石田委員 わかりました。じゃ、新たにこの港を作るなり、護岸の埋め立てをするとか、護岸の強化をするとか……

○小川 この事業に付随してというのはいないです。それは、それぞれまた民間のプロジェクトとかはあると思いますので、これとは全く別にそういう事業がある可能性は当然あるわけなんですけれども。

○石田委員 その事業と、このSEZの開発に関しては、強い関連性というようなものはないんですか。

○府川 少なくとも我々が知る範囲で、ヤンゴン川を兩岸がっつとコンクリートで固めましょうとかというのはいない。だから、したがって氾濫することはありません、そのときには、むしろこのSEZがかさ上げをして洪水を免れましょうという設計思想です。

○石田委員 なるほど、SEZ自体を守るという方向。

○府川 川を止めるんじゃなくて、自分たちをかさ上げする。

○石田委員 防御壁なりを作って守るということですね。

○府川 はい。

- 石田委員 わかりました、ありがとうございます。私からは以上です。
- 作本委員 たしかあそこは道路輸送ですよ。今、道幅が狭くて川を渡るのにがたがたしていますけれども、道路のほうを整備される予定ですよ。
- 小川 道路のほうでは円借款が、はい、供与されて整備されている。
- 作本委員 わかりました。
- 石田委員 港からの輸送は、当面はSEZに関しては計画……
- 小川 いや、既存の港もありますし、幾つか計画されている港はありますので、将来的にそれは使われる可能性は当然あるわけなんですけれども、それはまさにどういう業者さんが入ってこられてということにかかってきちゃうんで、今の現状では予想はできないというか。
- 石田委員 現時点では、我が国としてもSEZの物資を、河川を通じて輸送するという範疇までの計画は、構想としても……
- 府川 1個ティラワ、この川に港を作る計画というのは円借款のほうでやっています。やっているけれども、だからといって、この川の全てをコンクリートで埋めるという話をしているわけではなくて……
- 石田委員 それはSEZどのあたりなんですか。
- 府川 近くです。近くですけれども……
- 小川 イメージ的に言うと……
- 府川 川は十分氾濫できません。
- 小川 これぐらいのイメージですね、規模感的に言うと。氾濫はできると思います。
- 石田委員 わかりました。また気になることがあればご質問しますが、どうもありがとうございます。
- 二宮主査 24までいいということでしょうか。
- 石田委員 はい、大丈夫です、ありがとうございます。
- 二宮主査 ありがとうございます。
- では、25と26をお願いいたします。
- 高橋委員 25について、半分以上が有害廃棄物だということで気になりました。私はこの方面の専門でもないのによくわかりませんが、先ほど作本委員の17番にも関連するかと思います。そちらのほうでまた議論をお任せしたいと思います。
- それから26について、これは重要種について、ご回答いただいたことについては承知しております。その記載されているのも承知しておりますが、その地区外、計画事業地外に生息しているから構わないんだというような考え方にはちょっと疑問があったために質問させていただいた次第です。
- とりあえず、回答としてこういうことで、これ以上の詳しいこと、あるいは根拠というのはないということですよ、もうこのDFRに書いてあるような内容しか、今のところは把握していないということですよ、わかりました。

○二宮主査 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、27、28、29までお願いいたします。

○作本委員 27番はご回答いただいて、前の質問ともダブっております、ありがとうございます。

工業団地で、最近タイでマブタプットの事件、5年程前ですけれども大きな社会問題になって、健康アセスを取り入れるというふうに変ったわけですが、今回のこの工業団地ではどういう業種を集中させるとかという、そういうことは特にはないんですね。

○小川 特には、はい。

○作本委員 ないんですね、特に化学関係だけをここに集めるじゃないですけれども、そういうような計画というのはいないんですね。

○小川 というのはいないですね、はい。

○作本委員 わかりました。

あと、そこで大気汚染だけが特に集中してしまっていて、総量規制をかけるまでも、今のところはまだ見当がつかないから……

○小川 そうですね、現実的には、やっぱり軽工業が多い印象が多いので、ご懸念されているような重金属を大量に使うような工場がぼわっと乱立しているというようなイメージからは大分遠いと。

○作本委員 そうというような感じではないんですね、応募企業等ではというか……

○小川 ええ、今、そのAのほうに入っている企業さんでも、そういう自動車関係のとかもありますけれども、シャツを作ったりとか、そういういわゆる手法の関係とかがどちらかといえば多い。

○作本委員 わかりました。

ありがとうございます、そういう意味で27番わかりました。

28番の、ご回答いただいた上のほうの右側の3行ほどなんですけれども、建設現場というか、私も去年の3月でちょうど時期が悪かった、乾期だったのかもしれないんですけれども、やっぱり黄色い砂が舞っていて前が見えないというか、タクシーが本当に真っ黄色になっちゃう、そういう感じでわからないまま、見るだけで帰ってきたことがあるんですけれども、例えばPM2.5じゃないんですが、建設現場での大気汚染防止を図られていたのかなというか、労務者の方ですね、労働される方に対して健康被害はないのかなということちょっと思ったんですけれども、これは、右の欄のいただいた回答の3行には、排出基準との比較を行い評価するのではなくて、大気質の環境基準値を目標値として設定してモニタリングの評価を行う。ですから、これは特に基準になるものを適用していなかったということなんです。意味がよくわかんなかった

たんですけれども。

○小川 基準は、これはどうでしたっけ。

○金籠 これは、その環境の基準値ということで、そのミャンマー一国のものというの
はまだ策定をされていないので、下のほうに書いております……

○作本委員 基準が、つい一緒に通ったばかりですもんね。

○金籠 はい。その日本を含む東南アジアの近隣国における基準でありますとか、
WHOの基準をもとにその目標値を設定している。

○作本委員 そうですか。

○金籠 はい。その目標値との比較を行うというような形で評価を行っているという
ことです。

○作本委員 そうですか、わかりました。じゃ、私が本当に見た大気汚染の状況はほ
んの一瞬だったのかもしれませんが、かなりPMの問題があったんじゃないかと
いうか、真っ黄色だったんですね、その中でトラックやら人が働いているような状態
だったんですが、去年の3月ぐらい……

○小川 PM2.5がそんなに出るほど工業化が進んでいるエリアでもない感じがします。

○作本委員 それは工場じゃなくて、いわゆる工事現場の。

○小川 土ぼこりということですよ。

○作本委員 整地の段階でだったんですが、それも、そういう意味では……

○小川 モニタリングは当然されることになりますので、「そうです」としか申し上
げられないというか、そこは無視しているわけではありませんという。

○作本委員 それはずっと、永続的に続いているわけじゃないんですね、風の強さも
あるでしょうし。わかりました、どうもありがとうございます。

29番のほうについては、このまま、大体100万トンぐらいで廃棄物を見込んでいる
ということで、おおよそでしょうけれども、わかりました。

○府川 逆です、ごみは70、キャパが100万トン。

○作本委員 キャパのほうは100万トン、ありがとうございます。

僕のほうは結構です。

○二宮主査 大丈夫ですか。わかりました、ありがとうございました。

じゃ、社会配慮のほう、本題というような感じですけども、松本委員からのご質
問が20近くありますが、これはもう一気をお願いしてよろしいでしょうか。

○松本委員 本来は控え目にコメントをするたちなんですけど、たくさんあって申し訳
ありません。なかなかわからないことがあって、今回質問が多いので、ご回答を読ま
せていただいて大体わかった部分もあるんですが、ちょっとずつ。

30番からいきますと、これは確認なんですけど、2-1と2-2は全員、つまり97年で補償
されていないという理解でよろしいんですね。

○小川 そうです。

○松本委員 もう一つ、その土地を使っている人についてはどうですか。

○小川 土地を使っている方々に対しても、例えば、土地を保有されずに住んでいらっしゃるという方等については、当然補償対象になってくる。

○松本委員 そういう人はいるということですよ。つまり、97年に補償された人たちで、この2-1、2-2の土地を何らかの形で使っている人はいますかという質問なんです。放牧でもいいんですけれども。

○府川 耕作していたりとか。

○松本委員 ええ。つまり、今回すごく難しいので、自分の頭も整理できないのは、そういうケースを考えていくと、そういう人がいるのかどうなのか。要するに、97年の対象者で、2-1、2-2の土地を何らかの形で利用している人というのはいるんですか。住んでいるとかということを行っているわけじゃなくて、利用している。

○氏家氏 日本工営の氏家です。

土地を持っていないで、そこで耕作している方、あるいは居住だけしている方はいらっしゃる。その方々が1997年にどこかの場所で補償を受けたかどうかということまでも、一応ヒアリングはしていますけれども、今資料を持ち合わせていないもので、そういう方が実際そこにいらしたか、その方々が97年に補償を受けたかどうかというところまでは、すぐお答えすることは難しいです。

○松本委員 わかりました。

そういう、要するに、やっぱりZone Aのときにも、その97年の土地収用に対しては、いろいろな政府の見解とは異なる意見というのが住民の中にあることは、それはそれでZone Aのときにもありましたので、そういうような意見は、今回の場合いろんな形で聞き取りをされていますが、出てはいないという理解でよろしいですか。

○小川 ここは出ていない、今のところ出ていないという理解です。

○松本委員 この2-1、2-2にかかわるさまざまなコンサルテーションでは出ていないということでもいいですか、わかりました。事実を確認したかったのです。

それから31については、実態はわかったんですが、クラリフィケーションですけれども、2-1について、国外にいて調査できなかった人はいないということでもいいんですよ、この「特定されておられません」というのは、一応今のところはいないということでもよろしいですね。

それから、その次の転売のこの意味がよくわかんないんですが、既にこの2-1で転売が起きているということですか。これが何世帯とか、非正規にカットオフデート以降に既に転売が起きている。この場合はどっちを所有者にするんですか、カットオフデート以降の人。カットオフデートにはAさんが持っていたけれども、それ以降転売してBさんになった。ここの補償の問題はAさんを相手にするんですか、Bさんを相手にするんですか。

○氏家氏 まず基本的に、もともとのオーナーであった、カットオフデートのとき、

あるいは……

○松本委員 Aさんですね、それでいくと。

○氏家氏 ええ、Aさんが正式な地権者ということで補償の対象になるんですけれども、その売買自体が実際どのように行われているのかということを見て、いろんなケースがございまして、その売買がきちんと行われて、AさんがBさんに補償を渡してもいいですよという場合はBさんに行きます。

ところが、中にはもめている方々もいらっしゃいますので、その場合は当事者間の話し合いということになります。

○松本委員 なるほどね。そういう、要するにここは紛争が起きているというコーナーですんで、そういう意味でも、その売買をめぐって、カットオフデート後の、いわば非正規の売買がうまくいっていけばすんなりいくだろうし、もめていけば、そのもめているのがすんなり、そのままこっちの補償の問題とも関係してくるということでもいいわけですね、わかりました。そういう意味ですね、ありがとうございます。

次に32ですが、32については、政府のほうの記録はもとにしているけれども、しかし村落レベルでいろんなミーティングをされているので、JICAの調査団としてもちゃんと個別に確認していますよということでもよろしいですか、この回答は。

○小川 はい。

○松本委員 よろしいですね、わかりました。

33番についてはわかりました。

34番について、これは確認ですが、僧侶の役割については否定するものではないんですが、こういう精神的な部分についても、これはかなり、やっぱり僧侶の役割に依存しているということでもよろしいですか、確認としてですが。

○小川 一つの方法としてこういうやり方を。なかなか難しい分野だと思うんです、特に精神的ということになればですね。その中で、今非常に協力いただいているお坊様の方がいらっしゃって、かつミャンマー人は敬虔な仏教徒がほとんどですので、ご協力いただきながら対応しているという。

○松本委員 とりあえず、ほかの手段は、今のところは。

○小川 今のところ……まさに、後はご要望次第というか、まさにそういう声が上がってきて、ちょっと表現は変ですけども、お坊さんじゃ足りないというのが……

○松本委員 それはまた上げにくいじゃないですか。やっぱりこの国からいくと、あのお坊さんは嫌だとか、駄目だとかと言にくい部分もあるので、そこがまた難しいところで。こう書いてあると文字では納得するんですよ、文化的に、宗教的に僧侶、ああ、なるほどと思っちゃうけれども、現実には、なかなかそれほどお坊さんもスーパーマンではないというか、なので、ほかに何か方法があるのなら知っておきたいなと思ったんですけども、今のところはない。

○小川 今のところは。

○松本委員 なるほど、ありがとうございます。

それから35番、農地法については、これはいろいろ書いてありますが、本来適用はされないけれども、ちゃんとほとんどそれに則ってやっているよという理解でよろしいですか。

○小川 はい。

○松本委員 わかりました。すごくいろいろ書いてあるんだけど、言っていることは、つまりは適用は大体していますからということですよ、ありがとうございます。

36番なんですけど、これは36番にかかわらずなんですけど、教えてほしいのは、さっきも申し上げましたけれども、RWPは比較的良識的に、今後ちゃんと協議をして、補償の内容や移転する場所すらもこれから考えますというふうになっているわけですよ、それは確かにいいんですが、逆に言うと、移転する場所も決まっていない状態で、今私たちは議論しているわけですよ、移転地が決まっていない中でこの話をしている。

僕はタイミングがすごくよくわからなくて、本来、これは融資の最後の段階にあるとすれば、「移転先は決まっています。でも移転についてはこういうことを配慮します」ということしか決まっていない段階で、今までその段階で融資を決めていいのかなと思うことがあったので、確認なんですけど、今回は、これは新たな融資をするんですよ。

○小川 そのですね、このZone Bの開発をどういうファイナンスでやるかということについては、実を言うとまだ明確には決まっていないところがありまして、融資の可能性もあるということです。

○松本委員 そこは、実はすごくやりにくくて、このRWPに従って協議が行われて、移転先がこのようになった。それに対してこういう声もあるという、まだこういう議論ができるという状態であればともかく、普通JICAというか円借の場合は、やっぱりもうこのドラフトファイナルですから、ある種助言委員会としては、基本的にはここが一番重要で、その後の最後のレビューのところは、通常は新たな助言委員会は開かない、ワーキンググループは開かないでいくというのがこれまでの助言委員会の運営だったと思うんです。そう思って我々もドラフトファイナルで一生懸命議論するんですけど、しかし、実を言うと、ここに出されたものというのは、それにはちょっと及んでいない煮詰まり方のように思っているんです、住民移転について。

つまり、本当にこのRWPに書いてある原則に従って、どういう移転地になっただろうか、その移転地の環境はどうだろうかということを確認しないと、いわば融資審査の段階で、「ああ、これならちゃんとレビューが行われていますね」という判断ができないなと思っていて。なので、くどいようですが、今回は少し、これは前の段階で、枠組みだけ、こういう方針で協議をやって決めますよというところでコメントしますが、その中身によっては、もしかするとレビュー、もし融資をするならですね、

レビューの段階でさらにワーキンググループをお願いする可能性もあるということ、助言委員のほかのメンバーの人についても、これは今までそういう例がないので、そういう可能性も考えて、今日助言をしていいのかなということ、誰に言えばいいかわかりませんが、気持ちとしてはそうしないと、ややこのRWPが……

○小川 それは、いろんな方からご意見をいただいているとおり、コンサルテーションしながら決めていくという、まさにそのプロセスがどれぐらいかかるかということ次第なので、それは1ヵ月で決まるかもしれないし、5ヵ月かかるかもしれないし、それはもうわからないところなんですけれども、期間だけで言えばですね。

○松本委員 正直、フレームワークっぽい部分もまだ残っていると思っていて、あまり本当に、いわゆるResettlement Action Planと呼ばれるようなものと比べると、少し成熟度が手前なのかなとは。移転地も決まっていなくて、というか、それが結構重要だと思っているの。

でも、それは良識的だと思っているんですよ、移転地の可能性をまだ残しながらこのRWPが出ていることは、すごい僕は逆にいいと思っているんですが。

○篠田 移転地の候補とかは。

○小川 候補地はあります。

○篠田 ほかのRAPのケースでも、確かにベストは決まっているというので、もうここに移転しますよ、それで合意がとれていますというケースはあるんですけども、ほかのケースでも、幾つかの候補を挙げて説明をして、そこに大きな反対がなければというのはあります。

中には、やっぱり環境レビューに行ったら、その候補地が水没したとか、そういうふうに新たなところをやっていますということで、変わる例というの中にはあるんです。なるべくそれは避けたいと思うんですが、そういうオプションをRAPの中に提示してあるというのが非常に大事なのかなということと、今回のティラワのケースは、そのオプションがかなりたくさんあるのと、そこをかなり丁寧にやらないといけないところをClass Aの時にも学びましたので、なるべくオプションをたくさん、生計回復についても持たせるという意味で、このような形に今なっているということなんです。

○松本委員 そういうので、実は助言委員の先生方にもそこをテイクノートしておいていただきたいなと思っているところもあって、もしかしたらレビューのときに、本当に移転地の選択が適切だったかどうかという議論をするためにワーキングを開くという可能性を排除しないというか、という気もしながら36を書いたので、ごめんなさい、別に何かを決めるわけではなくてスタンスとして伺いたかったので、ありがとうございます。

37についてですが、普通——これも何が普通かわかんないですが、市場価格というか、リプレースメントコストのときというのは、算定の根拠とか算定式というのは、

ある程度一律で表のようなものを作るのではないかと想像してこの37の質問をしたんですが、ご回答は何か結構個別の協議に行ってしまうっていて、そういう表は作られていないんですか、算出根拠の表は。

○小川 基本的にはリプレースメントコストというところに。今の場合は、まさに全員に提示するものですので、そのようになっている。じゃ、リプレースメントコストが幾らになるんだというところについては、もう個別交渉の中で、個別の議論の中で決めていくという話。

○松本委員 でも、普通、例えば家の広さが、この場合の柱はどのぐらいと算出してとか、その作りが木の場合は幾らとか、何かそういう、私のイメージでは算出根拠が大体リプレースメントコストのときはあって、それがクラス分けされている場合。

○篠田 今、多分ご回答をさせていただいているのは、土地に対してのリプレースメントコストというところで回答させていただいているんだと思うんです。

○松本委員 でも、Entitle Matrixは、これは土地でしたっけ。

○篠田 あれは違うんでしたっけ。両方あるんじゃないですか。

なので、土地だけ今回回答しちゃっているのかなという気がします。

○松本委員 なるほど、そういう意味なんですね。

○篠田 はい。

○松本委員 それ以外についてはある、それはあるということですね、一覧表というか、この何か、結構細かいですけども、そうは言っても。

○氏家氏 Zone Aの時に使った計算方法というのがありまして、基本的にそれを考慮しながら、今回Zone Bにおいても、計算を行っていくということになるという意味で、その方法をいろいろ考えているところになります。

○松本委員 土地以外はよく作られますね、樹木においてはこうであるとか、そういう表はまだない、ある。

○氏家氏 検討中ということですか。

○松本委員 検討中ということは、まだないですね、わかりました。

気になるのは、やっぱり住民協議は、あの表を出したほうがいいんじゃないかと思っただけなんですけれども、こういう基準で考えているという。それはそうでもないんですか、実態としては。

○氏家氏 一覧表という意味では、ミャンマー政府が使っている、例えば土地ですとか、それから耕作物に関しても、こういう形で全体の補償額を計算するという表は公にされているものがございませう。

○松本委員 なるほど。それはちょっとモディファイするんですか、やっぱり事業ごとに。

○氏家氏 それは全体の計算表でありまして、今度はそれに数字を落とし込むのに、個々にどういう補償額にしていくかという計算においては、また別途考えないといけ

ないということになります。

○松本委員 個々の世帯ごと、それはもちろんそうですね、わかりました。

37は了解というか、わかりました。

あと、38ですが、確認ですが、なかなか近隣の移転場所というのは、移転場所というかな、農地がなかなか見つからないという議論もあるんですが、一方では、購入はできるというようなことが書いてあるんで、これは確認ですが、実際に住民の利便性とかを考えても農地はあるんですか。38番の最後の3行ぐらいに書いてある。確認ですが。

○小川 半径10マイルをどう捉えるかというところもあると思いますし、利便性というのは個々にどこまで、今、全員に対して利便性は必ずありますとは申し上げづらいところはありますけれども、ファクトとしてこれぐらいの取引が行われている。

○松本委員 10マイル程度であれば。

○小川 ということなので、そのタイミングとかにもよると思いますし、必ずありますとは、今は申し上げづらいところはあるんですけれども、ちょっと後のところにも書いてありますけれども、もし購入をしたいという方がいらっしゃるのであれば、そこは必要なサポートをしてやってほしいというのは、ミャンマー政府に対しては言っていくのかなと。

○松本委員 なるほど。つまり、現実に再取得したくても、該当する土地がないのに再取得価格で補償されても、事実上再取得できないのになというふうにも思ったりもするので、その現状とのギャップをどう埋めるのかというのが38で、わかりました。

あとは39、40、わかりました。

41は、要するにニワトリやアヒルについてこのように書いてありますが、これは住民も一応これで了解しているということですか、連れて行ける。

○小川 それを前提にRWPを公開させていただいて、今のところそういう声は来ていないですね。

○松本委員 ないということですね、わかりました。ありがとうございます。

それから42番ですが、灌漑を止めた世帯は、この枠組みでいくと幾つになるんですか、エリア。

○金籠 Area 1になります。

○松本委員 ああ、そうか、あれはArea 1なんですね、わかりました。大体どこに、どれがエリア幾つなのかがわかんなくなりましたので。あれはArea 1なんですね、わかりました。

あとは、この43は、意向があるということなんですが、まだ不確定なんですか。

結構気にしているのは、今年耕作していいものかどうかというのは、皆さんもこの時期ですので一番気がかりなところで、移転させられるなら今年耕作してもしようがないのかなとか、耕作して収穫まで至らなかったら補償してくれるのかなと、結構か

なり具体的に聞かれることもあるのですが、43については。

○小川 基本的には、「意向があると聞いております」というのは、すみません、これもどの事業でもそうなんです、ミャンマー政府の用地取得プランというところもあって、伝聞的に書いてあるところはあるんですけども、基本的には補償される方向になるということ。

○松本委員 現実には、JICAが「これは補償するようにしてほしい」と働きかければ、受け入れてもらえそうな。

○小川 ここは、はい、そんなにあれかなと。

○松本委員 わかりました。

44、45についてもわかりました。

46なんです、僕が確認したところ、4月7日にTSDGから出されたコメントの中に、この7日間の話を書いてあったように思ったんですが、とりあえずこれ、コメントは出ていないという理解はそうなんです。

○小川 住民協議会というイメージで、私は……

○松本委員 なるほどね。何となく、Zone Aの時にも出ていたし、TSDGからも出ていたので、あまり何か、「そんなことは聞いていないよ」みたいな回答であると、ちょっとどうかなと思っているんですが。

○小川 住民協議会でというあれだったんで。すみません、確認をします。

○松本委員 もちろんPAPsというか、影響世帯からというふうに書いてあるんで、NGOから出ている可能性については、別にここには書いていないので。

でもTSDGは、必ずしもよそ者とだけは言い切れないわけですから、住民の人も入っていますので。

これは後にも書いてあることですが、とても細かくいろいろと聞き取りをしていたので、どこで聞いた話なのかとわからなくなることは十分わかると思うんです。でも、一方、住民側は、一度伝えると「伝えた」と思っているわけで、それがパブリック・コンサルテーション・ミーティングだったか、あるいはちょっとコンサルタントの人が来た時に言ったことなのかは、住民にとってあまり大きいことではないとか、来てもらった時に言ったから、もうパブリック・コンサルテーションでは言わないという人もいるでしょうし、紙に書いた、そのTSDGのに書いてあれば、別に自分がもう言わないでも伝わっているというふうに思うので、これはほかのところを書いてありますが、とても丁寧にやっていただいている分、そのそれぞれで出されたコメントは、結構住民側からすれば、「もう言ったよ」ということとして受け止められている可能性もあるということは、繰り返しになりますが気にしておいてほしいということで、それで46番については理解をいたします。

47についてはわかりました。

48は関係ないですね。

49もわかりました。

50は、これは例えば、「雇用してください」と私もどこまで言っているのかわからないんですが、住民側は、結構SEZ内での雇用というのに期待を持っている人がやっぱり多いという理解なんですけれども、これはどこまで言えるんですか。

○小川 お気持ちはわかる、おっしゃっている趣旨は非常に理解するんですけども、現実には言えばちょっと難しいというのが正直なところでございます。というのも、我々が、例えばMJTDに出資者としての立場として何か言うというのはあるかもしれないけれども、それからさらに先でありますので、その個別の会社さんたちはですね。彼らからすると、要は、そこはもう民間事業として自分たちでやってきたんで、誰を雇用するのかというのは基本的に民間サイドの判断ですよ。

そのこのところは、やっぱりそれ以上は踏み込めないところがあるので、ここに書かせていただいているとおり、あとは何とかマッチングをして、民間サイドの人たち、入居企業さんたちに雇ってもらえるような場を何とか設定する方向でやっていくということなのかなと。

○松本委員 それは、そういう働きかけというか、声かけはできるわけですね、現実には。

○小川 そこは、マッチングの機会を作ってみるというのはやらせていただいて。

○松本委員 回答でやや気になるのは、そのトレーニング後の経験不足ということ以外の要因もありそうなので、JICAとしてできるのは、恐らくそういう職業訓練をどうか、極めてテクニカルに解決できそうなことは、いろいろとセットとしてメニューを提供できるでしょうけれども、それが効果がない、SEZ内での雇用につながらないとなると、また住民側も、そのモチベーションが下がるといったら何ですけども、つまり、現実的には生計回復策にならないというところもあると思うんで。

わかりました、現状をここは知りたくて今質問させていただきました。

その51もわかりまして、52。つまり52も含めてですが、ややRWPの中に、齟齬と言ったら変ですが、あるところでは「このときやるよ」と書いてあって、あるところは、そこからやることになっていなかったりというのが幾つかあったんですが、良心的に解釈をすると、例えば、スケジュール表で10月からリロケーションとなっているけれども、もちろんそれはエスティメイトなので、現実に合わせてずらしますよということだというふうにとればいいんですよ。

○小川 そこはおっしゃるとおりです。

○松本委員 そうですね。

すみません、52番までおしまいです。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、引き続いて石田委員、53番お願いします。

○石田委員 これは文化施設ですよ。回答の前半部分はとてもありがたいと思うん

です。それで、対処方法の検討の中身は、今の段階で何かわかっているところがあれば教えていただけますか。協議をして、対処方法をともに検討しているのは、とてもいい姿勢だと思うんですけども、実際にはどういうふうになるのかなというのが。

○小川 まだ協議中というところですよ。すみません、そこは確定していないというのは事実です、現状で申し上げますと。

○石田委員 住民の方々は、この文化施設に関してはどのようなご意見が多いんでしょうか。

○小川 墓地に関してコメントをいただいているのがいっぱいありますよね。

○石田委員 墓地だけですか、文化施設等は。

○金籠 この事業の対象エリアの中に存在をしているのは、墓地が2カ所ある。

○石田委員 なるほど、墓地だけですか。

○小川 墓地についても、適切に移転をしてほしいというふうな要望が住民協議会の場であって、そのハウツーというところは個別に議論しながら決めましょうということで。

○石田委員 なるほど。移転に関しても、もう了解を得て。

○小川 そこは、はい。

○石田委員 あとは、どうやってやるかということなんですね。どうやって、どこに、どんな形でということなんですね。

○小川 はい。

○石田委員 その場合の費用だとか、いろんな条件というのは、これから煮詰めていくことになるんですか。

○小川 費用は、当然のことながらミャンマー政府側が負担するということになる。

○石田委員 わかりました、私は以上です。

○二宮主査 54番、高橋委員。

○高橋委員 私も同じようなことですが、この信仰対象のようなもの、ミャンマーの状況を私はよく理解していません。しかし日本の場合にも、例えば、羽田の穴守稲荷神社とか、あるいは大手町の平将門の首塚とか、いろいろ近代になっても信仰対象を動かすとかいうことについては、非常に住民の抵抗とか、いろんなことがあることも予想されますので、丁寧に行っていただければというふうに思います。

一つだけ質問で、先ほど墓地については移転をする希望といたしまししょうか、そういうことがあるということですが、私が経験したところだと、例えば、国立公園の中に墓地があって、住民は全部退去させたんですけども、墓地はどうしても、やっぱりもう埋まっていますし、その移転はできないということで、国立公園の中に墓地だけ残して、本来公園の中に住民が入ってはいけないんですけども、そこは自由に入れるゾーンにして残すとか、そんなことをやったようなところもありますけれども、ここミャンマーでは、もう墓地移転の方向がかなり強いというふうに理解をしてよろ

しいのか。

それから、あとにご回答いただいておりますけれども、万が一、まだ移転ができない、あるいは移転工事中、まだ移転が不可能な場合には、ちゃんと自由に住民がお参りなんかに入れるような、そういうアクセスが確保されるのか、その2点の確認をさせていただきたいと思います。

○小川 ミャンマー一般でというのはお答えできないんですけれども、少なくともこの件に関しては、住民からは適切な方法で移転をしてほしいという要望が住民協議会の場に出たということですので、基本的には移転をする方向でやるのかなと思っております。

場所としては、地域が端っこにあるということもございまして、もしどうしても、何らか物理的理由とかということで移設がどうしてもできないという場合が仮にあれば、そこはアクセスの確保とか、そこは柔軟に考えていくのかなというふうに思っています。

○高橋委員 端のほうですから、例えば、工事中、まだ移転が完了しないで工事が始まった段階でもアクセスは可能だという理解をしてよろしいわけですね。

○小川 はい。

○高橋委員 わかりました。

○篠田 私の経験で恐縮ですけれども、逆に、墓地が移転できないというのは、今結構珍しいケースかなと思っていて、特に国立公園の中だというのも特にあって。カメルーンとかフィリピンとか、幾つか私も墓地関係で住民と直接協議をしたりすることがあるんですけれども、気をつけて移転してくださいというのは、やっぱりありますし、その時に牧師さんと呼んでくださいとか、儀式に従ってやってくださいというのはあるんですが、移転できませんというケースは、究極的にはすごく少ない例かなと思っています。

○高橋委員 いろいろ、その宗教の質といたしまししょうか、何教かにもよるでしょうし、また土着の考え方にもよりますけれども、それはケースバイケースかとは思いますが。

わかりました。

○二宮主査 55番もお願いできますか。

○高橋委員 55番は、先ほどもお話がありましたのでわかりましたけれども、ちなみにこの20世帯ですね、農地とか農業用のいろいろ小屋を持っていたり、面積などはわかりますか、どれぐらいの面積なのか。

○小川 面積……

○氏家氏 個々の世帯に関しましては、損失資産調査などを行っていますので、データはございます。ただ、今すぐにお出しすることは……

○高橋委員 じゃ、全体でおおよそどれぐらいというのは、今わからない……

○氏家氏 何が全体でしょうか。

○高橋委員 この20世帯全体でどれぐらいの面積になるのか。

○氏家氏 この20世帯は、小屋ですとかをお持ちの世帯ですが、小屋の面積とか、そういうお答えですか。

○高橋委員 小屋と、周辺にそういう農地とか、放牧地とかというのがああるわけじゃないんですか。

○氏家氏 そうなんです、今すぐ、どれぐらいの面積かというのはお出しするのが難しいんですけれども。

○高橋委員 わかりました、結構です。

以上です。

○二宮主査 では、作本委員お願いします。

○作本委員 56と57なんですけれども、56で、もう一回くどいんですけれども、この内規というのは、Aの部分については、もう既にできているんですね、同じものをそのままBにも適用されるんだという。

○小川 という認識です、はい。

○作本委員 そうすると、その監督官庁としては、この内規に一応目を通していているというふうに考えてもよろしいですよ。

○小川 そこはそうだと思います、はい。

○作本委員 ですよ、そう考えられますよね。わかりました、ありがとうございます、了解しました。

あと57番の、次のほうなんです、これもやはり向こうの法律を見ていましたら、国際金融機関のガイドラインを当てはめてもいいけれども、JICAとか特定国のガイドラインを当てはめるなんていうことは、一切法律上書いていないんです。そういう中でJICAガイドラインをどこまで当てはめできるかなと、ちょっと心配もありまして。

JICAガイドラインは、ここに出ているように、世銀のセーフガードポリシーと一緒にだからというような、こういう理解に立っているということで、どうなんでしょう、我々のというか、皆さん方が一生懸命ギャップの調査をしてくれているんですけども、一生懸命説得だけのための、もちろんそういう比較調査は必要でしょうけれども、その作業だけに終わったらもったいないなという心配なんですけれども。ギャップの部分を生かしていけることはあるんですよ、将来。

○小川 少なくとも、弊機構として我々のガイドラインがちゃんと守られているかどうかということ、もとより点検、レビューしていますので、彼らとその法律上、特定国のガイドラインを適用できるとは書けないというのは、それはそう……

○作本委員 それはそうですね、国家主権の問題がありますからね。

○小川 国家主権の問題なので、それはそうだろうとは思いつつ、少なくとも、それぞれの弊機構のかかわるプロジェクトで、弊機構のガイドラインを適用できるように先方政府等と交渉するというのは、ほかの円借款等でも当然同じですので、そこは

全く、ミャンマーだから特殊とか、恐らく他の国でも全く同じような状況かなと思うんですけども、それは同じくやっていくということなのかなと思います。

○作本委員 わかりました、ありがとうございます。

結構です。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、残り少なくなりましたので、一気に最後まで行って、休憩を一度挟みたいと思います。

では、ステークホルダー協議で松本委員お願いします。

○松本委員 58、Chapter 8は私も読んだんですが、でも何か、もっとこまめにやられているような気がしたので、こういう、回答はわかりましたが、でももっとこまめにやっているような気がいたしました。

59番については、これは周知されていますか。特に写しの貸し出しは、みんな知っているんですか、貸し出せるということ。

○氏家氏 写しは出しているところもある……

○松本委員 出していますか。じゃ、いいです、わかりました。

60番なんですが、これはJICAのかかわり方とも関係があるんですけども、普通はドラフトが出て、「ファイナライズするときにこういうのを入れてね」というふうにやるんですが、今回の場合、これはファイナライズに向けてはどのようなことが起きるんですか。

○小川 基本的にはコメントをいただいて、それに基づいてコメントの文を反映して、ファイナライズして皆さんに周知をする、ディスクローズするというのは、そこは普通と変わらない。原則としてはですね。

○松本委員 原則としてですね。

○小川 そこは通常の案件と同様に、今まさにパブリックコメントを受け付けて、なおかつパブリックコメントではない細かい住民との対話とかを通じて、コメントを、言い方は悪いですが、刈り取っているところでもあるので、それを踏まえて、コメントに対する対応というのを考えて、ファイナライズをして公表するという段取りになると思います。

○松本委員 それは現実に、例えばJICAも一緒に参加する中で、ドラフトファイナルに出てきたいろんなコメントがどのようにファイナルに生かされるかという議論に参加することは、JICAもあるということですか。

○小川 なかなか、内政干渉的なところもあるんであれですけども、少なくともそのコメントを受け取って、ファイナライズをする段階において、弊機構として、専門家の力を得ながら必要なインプットをミャンマー政府に対して行っているという、そこは建前的な表現ですけども。

○松本委員 つまり、JICAが言う内容もコメントの一つになるのか、つまり私たちが

求めているのは、コメントがファイナルレポートに生かされるようにしてほしいんだけれども、今の話の聞き方だと、JICAも、いわばコメントをする側に過ぎず、出てきたコメントをファイナルレポートに生かすという作業の中に、何らかの関与があるのかどうか知りたかったんですけれども。

○小川 協力準備調査だと、まさにそういう感じですよ。

○篠田 でも協力準備調査だって、我々はRAPの案を作っていて、それを先方に引き渡してあげて先方がファイナライズするので、生かしてもらえるかは究極的にはわかんないです。

○松本委員 同じなんですか。

○小川 そこは、基本変わらない。

○篠田 建前論を言ってしまうと、今私が申し上げたように、協力準備調査もEIA案、RAP案を作って、RAPそのもの、EIAそのものは先方政府のものだし、それをオーソライズするのは先方政府なので、我々のものがそのまま使われるかどうかはわかんないです。

○松本委員 わかりますよ、もちろん。

○篠田 ただ、そこは協力準備調査をやっているんで、より言いやすいでしょうし、より先方に対しての強制力を働かせようと、働きかけが強いということになります。

○松本委員 よくわかります。だから、今までは協力準備調査のドラフトファイナルレポートだから、「ファイナルレポートにはこういうのを入れてくださいね」と我々は言っていたわけだけれども、もちろんJICAはもうワンステップあって、先方のオフィシャルなEIAなり、RAPなりにそれをどう反映するかは、またJICAとしては次なる仕事で、その仕事の部分を我々が今助言委員会で議論しているところに我々の難しさがあって、「そういうのを入れてください」という言い方をしたときに、JICAとしては、方法はないことはないということなんですね。

○小川 そこは、当然ミャンマー政府に対して、助言委員会でいただいた助言を反映してくださいということをするというのは、そこはあまり変わんないことになります。

○松本委員 わかりました。

最後に、これに関係してですが、1点ですが、多分委員の方々も知りたいのではないかなと思うんですが、政権交代があって、ヤンゴン政府のトップが副大統領になって、そこはいなくなったわけですがけれども、ぶっちゃけここまでの調査団の感触として、政権交代の影響がこの最後のプロセスに何かありそうなのか、ありそうもないのか、全くわからないのか、どうなんですか。

○小川 もう、そこは忌憚のないご意見を言っていたくのが……

○松本委員 この際、オフレコードでもいいので。

○小川 全然気にせず、ご自分の感触を。

○氏家氏 感触的な話を申し上げますと、いろいろとトップの方が入れかわった段階

ですので、今後どうそれが影響するか、本当にこれからしかわからないというのが正直なところですよ。

○松本委員 わからないということですね。

○氏家氏 そうですね。

○小川 そこは現実、やっぱり政権交代が起こって、水かけ祭りに入ってしまった、やっと昨日ぐらいから営業が始まっているような状況なんで、確かにわからないかなという。

○松本委員 もっと言うと、こんなに急いでやる必要があるんですか。企業側のあれがあるからか。

○府川 あと、結局体制がどう変わろうともJICAとしてやることは同じで、引き続きガイドラインの趣旨を説明し、こういうふうにするべきなのだとすることを諄々と説く。それは今までもさんざん積み上げてきたけれども、同じ人が座っているんであればいいんですけども、違う人が座るんであれば、同じことを繰り返すわけですよ。

○松本委員 相手の受け止め方はかわりますよね。

○府川 人は変わるわけですけども、ただ、我々としては理解を促すべく、対処していただくべく働き続けるという、多分そういう存在なんだろうなという。

○松本委員 さすが府川さんという答えが。

○府川 それ意外に何があるのかという。

○松本委員 わかりました、ありがとうございます。

○二宮主査 ありがとうございます。

では、石田委員お願いします。

○石田委員 62と63ですね、Draft EIAの中に、住民との協議のことが非常に詳細に書いてあって、かつ写真つきだったので、状況がわかるようでとてもありがたかったです、ありがとうございます。それがわかったがゆえにこの質問なんです。ということでご理解いただいていると思います。

要は、そういう形で、まず62番のほうは細かい資料を住民の方にお見せをして大丈夫だったんでしょうかということですね。もちろん事業実施側としては見せたいものはいっぱいあるし、住民に知ってほしいものはたくさんあると思うんですけども、往々にして情報のオーバーフローというか、肝心のことがわからないということもありますし、そういう説明会のうまさ、下手さにも関連して、肝心のお伝えしたい情報の肝が伝わらないということもあるんじゃないかと思うんです。そういうところは大丈夫だったんでしょうか。

もしミャンマーの方々がそういうのに慣れていないようであれば、もう少し住民の人たちが普段使っているようなコミュニケーションの手法に合ったような形で、ステークホルダーミーティングなり説明会を展開したほうがよかったのではないのかなという疑問です。私は現場にいないので全くわからないので、その辺をもう少しお聞

きしたくてこの質問を書いてみました。

○小川 現場での状況はこのようになっていまして、まさにおっしゃるとおり、理解をしているのかどうかというところは、おっしゃるとおりあります、理解していますけれども、まさに調査団のほうで、ミャンマー政府のほうをサポートしていただきながら、その後、割合個別というか、もう少し小さい世帯とかで、フェースツーフェースですね、ご説明をする機会というのを複数回にわたって持っていて、まさに「理解できていますか」というところの確認作業をやっていただいていますので、そこはかなり丁寧にやっているというふうに理解しています。

○石田委員 その小規模で行った説明会というのは、家庭に訪問をしてやったんですか。集落、家庭に。

○小川 家庭ですよ、家庭に訪問して……ああ、EIAか。ごめんなさい、EIAか。

すみません、今申し上げたことを若干訂正しなきゃいけないところがあるんですが、先ほど言った、一つ一つの家にとというのはRAPのほうでして、EIAのほうは、そこまではさすがにやっていないですね。

○田邊氏 やっていません。

○石田委員 わかりました、ありがとうございます。

○小川 すみません、今のは訂正させてください。

○石田委員 いえ、貴重な情報です。

それから、あとフィードバックは、これはその場で回答されていると。

このレポートの縦覧というのは、いつも気になるんですけども、これは住民の人たちが、本当にアクセスして理解できるような形なんですか。何もこのプロジェクトに限らないし、このプロジェクトがそういうことをしていないと言っているわけでも全くないんですけども、写真にその分厚いレポートのようなものがあって、どこかにどんと置かれている写真が出ていたんですけども、それで本当にあの人たちが読むのかなと。むしろ、もっと要点を壁新聞みたいなもので、小学校の壁新聞みたいに張り出したほうが、よっぽどわかりやすいんじゃないのかなということも、まま思うものですから、そこら辺、実際どうなんでしょうか、このEIAの中では。

○金籠 そういう意味で言うと、上の62番のほうで書いたように、その概要を説明した、まさに壁新聞みたいなリーフレットというものは、既に住民協議会の時に配布をしていっておりますので、そちらで概要については皆さんに既にお渡しをしてあって、より詳細を見たい方については、縦覧のときにそちらでご覧くださいという形になっているのかなと思います。

○石田委員 わかりました。

場所によって違うんでしょうけれども、字は読み書きできる、読める人たちですか。

○小川 識字率は、そんなにすごい低いということはなかったはず……識字率が極めて低くて、読める人が極めて限定的という状況ではなかったと理解しています。

○金籠 読めない方に対しても、こちらに書いてあるように、さまざまなサポートをさせていただいている。当然、お話を聞いて理解できない方というのは、基本的にはいらっしやらないということで、民間から聞いたところで、その字が読めない方については、後でコメントするときには、支援もできるスタッフの方がつくとかというような形でサポートをしている。

○石田委員 わかりました、ありがとうございます。

以上で結構です。

○二宮主査 ありがとうございます。

63番について、私も実は似たようなコメントをしたのですが、ここに反映していただいていないみたいなんです。ただ、石田委員のものとほぼ同じ趣旨で……

○小川 失礼しました。

○二宮主査 レスポンスの話だったので、今ので大体わかりました。何となく、それがイメージできるような書きぶりになっているとうれしいと思ったんですが、レポートに反映するかどうかについては、なかなか今回は通常の協力準備調査と違うということなので、そこはあまりこだわりません、今の議論で理解いたしました。

最後、64番、松本委員。

○松本委員 もうこんな感じで、2-1と2-2を別々にコメントするのもできないしと思って、こうなっているということを理解していただきたいと思います。

○二宮主査 なるほど、わかりました。

ありがとうございます。64番まで一応終わらして、一旦休憩を挟みたいと思いますが、16時5分でよろしいでしょうか、再開ということで。

じゃ、よろしく願いいたします。

午後3時54分休憩

午後4時05分再開

○二宮主査 時間が来ていますので、順番に助言の内容を確認していきたいといいますが、残す残さないという確認をしていきたいんですけども、先ほど来の議論からあるように、今回は通常の、「ファイナルレポートに記述すること」というような書き方で統一するケースが多いんですが、今回は必ずしもそう全部の助言がならない可能性が高いといえますか、ですので、そういう語尾を統一するというような考え方よりも、むしろ一つ一つ、残すとするとどういう残し方をするのが一番なじむのかというように確認していきながらやらないといけないと思うんです。

遅くとも17時には終わりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

じゃ、順番に松本委員、1番から。

○松本委員 このまま、この1番に残すかどうかはさておきですが、こういう形で、「説明会や」までは消していただいているんですが、その「説明会や」という下から3行目ぐらいのところの「説明会や」の前に、「各フェーズごとの説明会や協議の情報

は」、そこに書きますか、左側に、いろいろ皆さん好みのやり方で。

○篠田 私、これ初めてなんですよ、実を言うと。

○松本委員 そうなんですか。ちょっと不慣れに見えますよ。

○篠田 大変申し訳ございません。

○松本委員 やっぱりね。何かいつもと違って、何かぎこちない人がやっているなど。ああ、そうなんだ。普通は左側を直すんですよ。

○篠田 本当ですか。いいです、このスタイルでいきます。

○小川 左から直したほうがいい。コメントから、皆さん多分……

○篠田 じゃ、こっちにしますね。

○松本委員 結構、それに合わせてコメントするように、僕らもトレーニングされているので。ですから、それより前は全部消していいです。「フェーズ」からそこまでは、それは消していただいて。オンザジョブトレーニングです。

全部消えちゃいましたね。普通は、履歴は残したほうが。

○篠田 不慣れなもので。

○松本委員 新鮮ですね。そんな感じです。これは議事録に残るんですか、まあいいや。

「各フェーズごとの説明会や協議会の情報は700haに居住・生計を営んでいる人にも周知し、誰でも参加できるように」、ここは住民移転なのでミャンマー政府ですか、「するようにミャンマー政府に働きかけること。」今やられているということです。

○小川 そうですね、周知というのは、ここでいただいているのは、まさにその「協議会が行われます」ということを……

○松本委員 そうです、知らせないとわかんないので。

○小川 知らせる、その知らせ方、ハウツーはそれぞれ考えるとしてという。

○松本委員 そうです。参加できるということは今日のでわかったので、「やっているよ」ということもお知らせしてくださいということです。

各フェーズごとに説明会をやるとか、協議会をやるということの情報は、そのの、例えば2-1の人だけとか2-2の人だけじゃなくて、この700haに住んでいる人、生計を営んでいる人には周知してもらって、誰もが参加できるような状態を作ってほしいということです。そのことによって担保される。

○小川 「周知し」……対象が前半と後半でちょっと違うじゃないかということですね。

○松本委員 「誰でも」というのは、「700haに住んでいる人なら誰でも」ということですけどね、もちろん。

○小川 現状は700haに住んでいなくても来られるんですけども。

○松本委員 生計を営んでいる人ということ、そういう意味ね、NGOとかそういう人も含めてということですね。

○小川 全て誰でも参加できるようになっているんですが、今の先生のあれは、まさに700haに居住・生計を営んでいる人とは、リダンダントになってしまいますけれども、趣旨としてはそういうことですね。

○松本委員 そういうことです。それ以外の人をどうしろということを言いたいのではなくて、あくまで2-1については2-1だけとか……

○小川 「周知し、参加できるように」ということですね。

○松本委員 いいですよ、はい。それでいいですよ、別に「誰もが」がなくても。「参加できるように」。

○府川 「説明会や協議会」ですね。

○小川 「説明会」。

○松本委員 まあわかるかな、書かないでもわかるんじゃないかとは思ったんですが。どういことですか。

○小川 これは住民協議会とか、そういうイメージですよ。例えばインターナル……

○松本委員 インフォーマル。

○小川 インフォーマルという、3世帯とかを対象に、ちょっと細かく……

○松本委員 そういうことはあまり言わない、言っていないです。

○小川 そこまでではないということですよ。

○松本委員 ええ。ここは、いわばフォーマルな説明会とか協議会については、少なくとも。あとは、皆さんそれぞれの判断でやられているでしょうから。

○小川 来る、来ないというのは。

○松本委員 はい。

○篠田 対象を書いたほうがいいですか、住民協議会とか説明会の

○氏家氏 できれば、そうしたほうがクリアです。

○松本委員 上に書いてあるけれども。

あとは全部上を、「各フェーズの住民説明会・協議会の情報は」。何かくどいけれども。

○小川 また必要な調整を。

○松本委員 はい。

○二宮主査 よろしいですか。

2番、3番はいかがでしょうか。

○松本委員 そうか、さっき2番のことを聞かなかった。これは、住民の意向を反映するものではないんですよ、境界は、バンダリーについては。

○小川 これは完全に測量をするという。

○松本委員 そうですよ、あまり住民の、何かあれの切れ目に入れるとか、そういうことではなくて、もう実は機械的にやっているんですよ。

○小川 そこは、そうですね。

○松本委員 わかりました。じゃ、2はいいです。

これは、部屋が狭いから篠田さんになっているんですか。

○渡辺 いいえ、違います。担当者が出張しているのです。

○松本委員 そういうことですか。何か、人数を絞るためにやむなく篠田さんがやっているわけじゃないんですか。

○渡辺 いえ、出張して、今成田か羽田に着いたという連絡が来るかもしれないです。

○篠田 すみません。なので、不慣れな私が登板することになって。

○松本委員 やっぱり適材適所というのはあるんですか。

○篠田 恐縮です。

○松本委員 よろしいですか。2はいいです、2はなしで。

3番ですけれども、3番は書き方が難しいんですが、この場合は700haと2,000haと、私は書き方を悩んではいらぬんですが、一応最初から、スコーピングのときから700だったんで700にしたいんですが、それもちょっと悩みますが、まあいいや、700でいきますが、「700ha全体での放牧による生業実態を把握し」、この全体事項がいいかどうかは、また後であれします、「を把握し、JICAガイドラインに基づいた対応をミャンマー政府に働きかけること。」という、対応するのはミャンマー政府じゃないんで、ここが書きにくいんですけれども。

○小川 これは700haとされ……262が今回の助言対象になっているので、そこは……

○松本委員 ただ、要するに回答に書いてあるのは、「そこだけじゃないよ」とわざわざ書いてくれたので、一体全体像はどうなんだろうかとこのところなんですけれども。

じゃ、わかりました。「このArea 2-1、2-2にかかわる」だったらいけますか。つまり、さっき小川さんがまさに言ったとおり、Area 1、Area 2 — Area 2にはあれかもしれない、Area 1の放牧地というところが、そこだけを使っているわけではないというふうにさっきおっしゃったじゃないですか。つまり、他の空き地も使っていて、Area 2-1の割合がどうかによって対応が違いますよねということを小川さんがおっしゃったじゃないですか。6割なのか、4割なのか。

○小川 それは、言ったのは事実ですね。

○松本委員 だからこそ、700全体での放牧の生業実態をまず把握してもらった上で、Area 2-1、2-2での放牧への補償なり生計回復なりを、ガイドラインに基づいてやってほしいということなんです。

○小川 そこは、例えば、そのArea 2-1、2-2の、これから住民協議会をさらに続けていくわけですけれども、その中で、Area 2-1と2-2に住んでいない人がピックアップされた。その人が、まさにこの放牧地を失うという非常に大きな影響を受ける方がいる、そういう方がいらっしやれば、それはそれで個別に対応を考えるということとはわ

かるんですけれども、それはあくまで262haの世界だと思うんですけれども。

○松本委員 わかりました。「Area 1、Area 2に直接間接的にかかわる」。

○小川 間接は結構、どういうイメージを持てばいいのか、ちょっと。

○松本委員 じゃ、小川さんが今話したのは、全部直接でカバーできるという意味。

○小川 2-1、2-2で……

○松本委員 「にかかわる」でいいですか、それで今の、まさに小川さんが言ったのと同じことなんで、私が言いたいのは。なので、それが日本語として伝わるのは、「Area 2-1、2-2にかかわる放牧の生業実態を把握し」ならいいですか。

○小川 あとは、「生業実態を把握し」というところが、現実的にどこまでを指していらっしゃるのかという、まさにその。

○松本委員 小川さんが言ったようなところに。つまり、ここに住んでいないけれども、ここを使っている。でも、その比重はもしかしたら大きいかもしれない、小さいかもしれない、それはわからない。

○小川 それを、例えば、住民協議会の場でまさにそういう声がある、若干パッシブかもしれないですけれども、住民協議会は、先ほど申し上げたとおり開かれた場になっていて、参加できるようになっていて、周知されるようになっている。その中で、そういう方々があらわれてきた。そういうコメントなりが上がってきて、その結果として個別に対応していくという、今私が申し上げたことを指して「生業実態」と、そういう認識でよいのかということなんですけれども。

○松本委員 つまり、リアクティブにやろうと。プロアクティブに実態を把握するのではなくて、言ってきたらどうであるかを調べるのであると。

○府川 それは前提として、今2-1、2-2だけじゃなくて、まだ周辺に結構空き地はある。それは、もしかしたら将来的には開発が進んでいくのかもしれないんだけど、十分逃げ場といいますか、まだ移す先というのはあるという前提で我々はしゃべっていて、だからこそ、「いやいや、ちょっと違うんだよ」と、その2-2が特別草がよくてとか、何かミルクの出が違うんだとか、そういう話があればですけれども、そこを網羅的に、事前に100%した上で対策を練れというのは、ちょっと重たいという趣旨でございます。

○松本委員 なるほどね。

○金籠 実際、かなり自由にやられているものなので、その実態を押さえるというのは、その住民の方に伺っても、その方が正確に答えられるのかどうなのかということ、意識もされていないと思いますので。

○松本委員 なるほど。それは住民の意向……つまり今回ののは、放牧の実態についてどういう対応になるのかよくわからないので、書かれていないんですね、そこについて。

放牧は何か書きますが、ここではやめておきます。それでよろしいですか、主査。

○二宮主査 はい。じゃ、後でまた。

○松本委員 後の、もうちょっと。多分、どっちにしてもこの全体事項ではないので、ちょっと後で、放牧のところで。今後皆さんがEIAをやっている間に、私は作文を考えます。

○二宮主査 じゃ、そこは保留といいますか、何らかの形で残すということをお願いします。

4番に移らせていただきます。4番は残させていただきたいですが、右側でご回答いただいたところの上から5行目に「MSAG」という言葉があるんですが、そこから少し使わせていただいて、「MSAGによって」としてください。「会合では」を消していただいて、その後の言葉を残して、「住民とミャンマー政府間の協議プロセスが平和的かつ公正に行われているかについて環境レビューで確認すること。」環境レビューはされるんですね、通常どおり。

○府川 はい。

○二宮主査 もちろんそうなるんだろうと思いますけれども、その点についての確認をJICAとしてしていただけるとありがたい。

○府川 これはしかし我々が能動的に働きかけてやっているものなんで、「確認する」というと、我々は今かかわっていないみたいな印象があるんですけれども。

○二宮主査 確認するまでもない。

○府川 やっている立場なので、「確認せよ」と言われちゃうと、ちょっと。

○二宮主査 どういう書き方がいいかな。MSAGの役割というんですか、そこがうまく機能しているねということを押さえないという気持ちがあるんです。どういう書き方にすると……

○小川 その「かつ」なんです、MSAG自体は、どちらかといえば、まさにその移転プロセスとかが進むにつれて作用してくるところだと思うので、そのレビュー段階でというのが適切なのかということもあると思うんです、タイミングとして。

○二宮主査 なるほど。

○小川 実際にMSAGが働き始めるのは、むしろ実際に住民移転プロセスがフィジカルに始まっているタイミングになると思いますので。現実的に、MSAG自体は定期的には開催され続けてきているので、助言をいただくと、「開催されています。」という答えになってしまうんですが。

○二宮主査 そこでの議論の内容というのは、どういう形で公表されるんですか。

○小川 議事録は作られていまして、参加されている方は国際NGOであったりという方がいらっしゃるんで、そういう意味ではディスクローズされた情報になっています。

○二宮主査 JICAとしてディスクローズするという事はないんですか。

○小川 そこは、我々としてやっているというのは、現時点においてはやっていないです、そこは別に。

弊機構ではないですけれども、ウェブ上で公開されていて、このMSAGのチェアパーソンは現地のNGOのトップをやられている方なんですけれども、その方の団体のホームページで今公表されている。

○二宮主査 「そういう情報がそこで得られるよ」ということを何らかの形で、リンクを張る必要、そこまではしなくてもいいかもしれないですけれども、何かそういうことをJICAとして情報提供することは可能なんですか。

○府川 それはちょっとツーマッチかなと思います。我々はすごい数のプロジェクトを抱えていて、その中で住民移転だったり何だだったりいろいろあるでしょう。それを、何をホームページに載せて、何を載せないのかと、これはもう手に負えない作業です。EIAとかRAPとかを200日間公表するとか、そういう超原則なところはありますけれども。

○小川 かつ、我々が主体的にかかわっているのはもちろんそうなんですけれども、基本的にはミャンマー政府が行う用地取得なり、生計回復に関するプロセスを円滑に進めるために作っている、ある意味ミャンマー政府が主体となって作っているプロジェクトでもあるので、どっちかといえば、やっぱりミャンマー政府が情報発信をしていくというのがあれなのかなという。

○二宮主査 「環境レビューで確認する」という表現だと、もう少しアバウトな表現で、例えば「継続的に確認する」とか、そういう言い方だと、実質的には皆さん参加されておられて、そこにかかわっていかれるんでしょうけれども、それだと何か不都合がありますか。

○小川 環境レビューもあれになるんですかね……

○府川 レビューの対象項目ではないかと思うんですけれども。

○松本委員 二宮さんは、グリーンバンスメカニズムとしてのMSAGではなくて、50ページをリファアされているんですけども、ポイントとしてはどこなんですか。

○二宮主査 50ページのポンチ絵みたいなものが。

○松本委員 ここはグリーンバンスメカニズムとして描いている部分ですね。

○二宮主査 そうですね、ここは非常に小さく、端っこのほうに出ているんですけれども、もう少しこの機能があるのかなというのが私のイメージなんで、それがどういうふうに機能するのか追いかけるようなことができます。

○松本委員 例えば、TSMCのところにはJICAエキスパートチームというのがかくっついて、ポンチ絵上は。つまり、6のプロセスでMSAGからいろんなものが入ってきたときには、このTSMCの枠組みの中でJICAエキスパートに何か役割があるように描かれていて、ここと関係で何か言い方を工夫するというのは可能なんですか。それとも、もっとMSAGそのものについてなんですか、二宮さんがおっしゃりたいところは。

つまり、いろいろMSAGで四半期ごとにやっていることなのか、それとも、その中で、やっぱりある種コンプレイントというか、不満がこちら側に上がってきたものの

対応について、やっぱりちゃんと見てほしいのか、それによるのかなと思って。そっちについては、一応このポンチ絵上は、TSMCに対してJICAエキスパートが何らかの助言をテクニカルサポートするということになって、関与がゼロではないということなんで。

○二宮主査 そうですね。

○松本委員 どこに目を向けているかによるんじゃないかなと思うんですけども。

○小川 先ほどおっしゃられたホームページ、公表という観点で、例えば、先ほど申し上げたとおり、ミャンマー政府がある意味主体となる、そのTSMCがまさに主体となってやっている機関でもあるので、TSMCを通じて、TSMCのウェブサイトであるとか、そういうものを通じて公表されるように働きかけることとかいうのはできるのかなと。

○二宮主査 まあそうですね、そのあたりですかね。

○小川 それによってディスクローズされるようにすることというのは、我々としても先方政府に対して申し入れやすい事項でもありますし。

○二宮主査 だとすると、「について適切に情報公開するように働きかけること。」という言い方ですかね。

○金籠 ミャンマー政府に対して。

○二宮主査 はい、そういう形で残していただけますか。

○篠田 これですかね、協議のプロセスというか内容なんですかね。

○小川 協議の結果ということですよ。

○篠田 協議の結果。

○二宮主査 「平和的に」というのは、必ずしも要らないかもしれないですね、その言葉と使わせてもらおうと。

○篠田 「適切にTSMCのホームページに」……

○小川 その辺は「ミャンマー政府」でいいと思うんで。

○二宮主査 はい、結構です。

すみません、一つ一つ時間がかかってしまって。このペースだと終わらなさそうですね。

5番は結構です。

6番、7番をお願いします。

○高橋委員 6番は、ほかの方にも関連をしたいと思います、とりあえずこんな形で残していただければ。ずっとこれを生かして、「実施が担保（罰則等）されることを関係機関に働きかけること。」今回は、先ほど来お話が出ていますように、助言を誰にどういう形で助言をするのかというのが、なかなか悩ましいところがあるんですけども、いろいろこういう、フェーズ1といいますか、Zone Aのほうでもいろいろ実績があるというのは承知しておりますので、そういったようなことをきちっと担保する

といますか、いただければと思うんですけれども。

○小川 まさに先ほど申し上げたとおり、もうルールとしてはあるというところでございますので、そのルールを引き続き適切にやるということを申し入れるという理解でよろしいですか。

○高橋委員 趣旨としてはそういう要望です。

○小川 要は、ルールがある以上、ルールを遵守してくださいねと。

○高橋委員 後でまた、作本委員ほか関連する話があるかと思うんですが、その時に直していただいても結構ですけれども。

○府川 ただ、ちょっとジェネラル過ぎて、何がメッセージなのかなという感じが。

○篠田 「関係機関」とかは大丈夫ですか。「関係機関」は、これほどなんですか、ミャンマー政府ですか。

○小川 関係機関、ミャンマー政府、一義的には先ほどおっしゃられた……

○篠田 より具体的にするんであれば、あまり具体的になっていないかもしれないですけれども、「ミャンマー政府」ということになるのかと思うんですけれども。

○高橋委員 「ミャンマー政府」でいいんですかというのが、その辺も私はよくわからないものですが。

○小川 そこは「ミャンマー政府」なのかなという気がしますね。

○府川 「ミャンマー政府」でもいいし、ミャンマー政府の各機関でもいいし、同じことを言っているんでしょうね。それは、例えばTSMCであったりと。

これは作本委員の、多分コメントもあると、そこら辺と後でまた整理してもらったらいんじゃないかなと思うんですけれども。

○高橋委員 そうです、一緒にしていただいて結構です。

○二宮主査 今のは6番ですね。

7番はどうですか。

○高橋委員 7番も、これも先ほど来ほかの委員のとも関連しますので、私のコメントはまたジェネラル的になり過ぎるかもしれませんが、これをずっと生かして、「確実な実施をミャンマー政府等に働きかけること。」かな、「働きかけ、その実施の支援に努めること。」

「支援」というのは、いろいろ専門家を派遣したり、実施を支援していますということで、そういうことに努めていただいて、その結果ちゃんとやっていますということでもいいのかなと思ったんですけれども。

これもまた、後ほど関連するところでご意見いただいて、修正あるいはドッキングをしていただければと思います。

○篠田 これは、さっき府川も申し上げていたんですが、確かにミャンマー国の法律とJICAガイドラインは大きな乖離があるんですが、ここで非自発的住民移転の対応という意味では、今RAPですよ、それが作られて、その中ではJICAガイドラインに

合致するような形になっているので、対応は多分、今乖離はないという理解なんです。なので、住民移転に対する対応というか、制度の乖離はあるということですがけれども。

○高橋委員 ここでは法制度等との乖離ということを一応。

○府川 そこをクリアにするためには、この「非自発的住民移転に対する対応には」というところを、この位置ではなくて、「乖離が見受けられる部分が多いので、非自発的住民移転の対応においては」とかしていただくと、何かクリアかなという感じがするんですけども。

○高橋委員 じゃ、そうしてください。

○二宮主査 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○二宮主査 とりあえずそういう形でお願いします。

8番いかがでしょうか。

○作本委員 私も、高橋委員も言ってくれたんですけども、なかなかまだ理解不足がありまして、どういう表現にしたらいかわからないんですけども、今ここで8番に関連して言いたいのは、左の部分の7、8行目ぐらいなんですけれども、いまだに理解できていないのは、700なのか、あるいは2,000haなのかわかんないんですけども、住民移転フレームワークというのがありますよね、「住民移転フレームワーク」では……

○篠田 ここですか。

○作本委員 ええ、そこから文章を始めていただきたいんです。「では、被影響地として」、700なんですか、2,000というあたりをこちらで書いているんですけども、ここでは700haと。

○小川 住民移転フレームワーク自体は2,000haです。

○作本委員 2,000でいいんですか。

○小川 はい。

○作本委員 じゃ、とりあえず2,000で残させてもらって、「2,000haを対象とし、今回の」というか、「ここでの検討では対象地域を262haとする」、ちょっとずれがあるかと思うんですけども、その背景というか、理由までは言いませんけれども、「その背景を明確に説明すること。」

○府川 誰に対して。

○作本委員 私自身がよくわかっていなくて。

○府川 作本委員に対して。じゃ、この後じっくり1時間とってやりましょう。

○作本委員 理解がついていけないんですけども。

おかしいんですか。ちょっともう本論から外れて……

○小川 まさにスコーピングのときにも全く同じような、たしかご助言をいただいたかと記憶してしまっていて、それを踏まえて、まさにその住民説明会の場等では住民に対

して説明をさせていただいたということがございますので、我々の理解としては、スコーピング案で全く同様の助言をいただいて、対応させていただいてという状況になっているので。

○作本委員 ダブっちゃうんですね。

○小川 というか、既に助言としていただきましたというのが。なので、この段においても一回いただくと、それをちょっと……

○作本委員 教えてください、私の本当に理解不足なんです。この2,000haというのは人々が住んでいるわけですから、影響は広く及ぶだろうということで対象を広げて。

○小川 2,400ha自体がSEZとして開発されるということは最初に決まって、その中で400haを優先区域として、Zone Aとして2,400の中から400をZone Aとしてやった。

その次に、次に開発するエリアというのを残りの2,000から700する。700の中で、実施のタイミングの問題であるとか、民間側のいろんな意向とかもありますので、その中で262をまず先行して開始をするという方向になったという、その流れの説明についても、そこは住民協議会でやって、ミャンマー政府のほうで対応していただいたという理解ですので、いただいた助言は対応させていただいたという。

○作本委員 住民移転という、このテーマの特殊性のために2,000haが対象になるのでは、関係ないんですか。というのは、我々は今二百数十ヘクタールの、これを検討しろということになっていますね、そのずれの部分の説明が。

○小川 ミャンマー政府としては、SEZとして2,400ha開発したいということになっていますので、その中で400はやったというんで、残り2,000というので、2,000haのフレームワークということになっているわけなんですけれども、JICAガイドラインが適用されて、かつ我々の助言委員会として助言をいただく対象としてはどうなるのかというと、先ほど冒頭で府川が申し上げたとおり、我々が出資させていただいているMJTDさんという会社がどこをやるのかというと、262であるという。

ただ、まさに700haといった、スコーピングの時とかにいただいたとおり、その経緯とかは説明を行ったということですよ。

○作本委員 ええ、説明で、具体的な日程までいただいていますんで。

○小川 なので、助言案としていただいところは、「スコーピングのときにいただいたアドバイスを踏まえてやらせていただきました」というのが答えなのかなと。

○作本委員 わかりました。262を検討しなさいと言われていながら、でも住民移転にかかわるようなところは2,000ha全体の人たちを念頭に置きながらという考え方でいいわけですね。認識上のずれなんですけれども、理解が。

○府川 いい例かどうかわかりませんが、どこかの国で地域開発のマスタープランを開発協力で我々が支援した。そうすると、それはそれで助言委員会にかかって、いろいろアドバイスをいただく。

それで、一方その中で、その計画に基づいて、ここに道路を作るファイナンス事業

をやりましょう、円借款でやりましょうという、そこでまたこの助言委員会で、何キロの道路を引く、住民移転はどれだけ発生しますというご説明をしてご助言をいただく、そういう関係なのか……

○作本委員 そういう理解の仕方に、むしろ近いですね。

○府川 今回は、まさにこの道路に当たる部分として、この262の工業団地開発というのをご相談させていただいている。

○作本委員 そういう階層的な、だんだん絞りをかけたかのような。

○府川 ええ、計画とこのファイナンスとが一对一对応しているものであればすごくシンプルなんだと思うんですけども。

○作本委員 そうような理解でよろしいですか。ありがとうございます。

じゃ、ある意味では、これも説明はいただいているんですけども、私の理解不足ということで削ってください。

○二宮主査 8番はもうよろしいということですか。

○作本委員 ということでお願いします。

○二宮主査 わかりました。

9、10というのもありますけれども。

○作本委員 同じです、大体似たようなことを9、10は言っていますんで、そのまま削ってください。

○二宮主査 9、10は落とすということで。

11～13も不要です。

14番、高橋先生お願いします。

○高橋委員 14番は、これは通常のDFRだと、「FRの時にそういうのを記述してください」ということで済むんですが、今回はどういうふうにしたらいいのか悩んでいます。

ただ、いずれにしろ、結果の取りまとめにしろ、方針にしろ、そこにきちんと環境の質とか、あるいは自然への影響という観点から検討したということがわかるような表現が必要だと思うんです。

○金籠 EIAに記載するようJICAとして働きかける。

○高橋委員 ということでよろしいですか。そういうことであれば、「少ないことをEIAに追記するよう働きかけること。」といいますか、そんなような内容にしたいと思います。

○篠田 これは誰に働きかけるんですか、ミャンマー政府側ですか。

○小川 これはMJTDに対して。

○篠田 書いたほうがいいですか。

○府川 事業会社ですね、民間事業者。

○二宮主査 よろしいですか。

では、スコーピングマトリックスのほうにいきまして、15、16を高橋委員お願いします。

○高橋委員 15は結構です。16も結構です。

○二宮主査 17番、作本委員。

○作本委員 これも私の理解不足があるかもしれませんが、意図は土壤汚染だとか、あるいは廃棄物処理に関して、日系企業さんの場合は、恐らく内規を守っていただけるように問題なく進むかと思うんですけれども、それ以外の地場企業なり、あるいは他の国から入ってくる企業に対しても、内規を守ってもらうように働きかけをできないかという意図なんですけれども、次のような文章を考えてみました。文章が新しくなるかもしれませんが、「土壤汚染防止や廃棄物処理などについて、入居する企業の全てが内規を遵守するよう」、TSMCになるんでしょうか、これは内規だから、中のことだから。内規ですよ、これは。

○金籠 内規はMJTDの……

○作本委員 内部ですよ。

○金籠 はい。

○作本委員 どうしたらいいですか。

○渡辺 この「内規」はそういう意味ですよ、リースというか、入居するときに交わすというか、内規を守りますというふうに。

○小川 それは義務を負わせています。

○渡辺 負わせているというか、MJTDと入居者の間でということですよ。

○小川 はい、そうです。

○府川 そこは当然の契約関係があるという……

○作本委員 当然契約関係なんだけれども、ただ、私が心配しているのは、さっきもちょっと言いましたけれども、この日系企業の廃棄物処理業者を使うしかないですよ、BにしてもAの地区にしても。そこで、これは値段が高過ぎるから嫌だというような場合にはどうなるんですか。

○金籠 そのときは、もう入居を認めませんので。要は、入居する段階で……

○作本委員 そうですか、最初の入居の条件がありますよね、もう公表されて、そこではっきり入居条件という形で、普通団地に入る場合にはありますよね。

○小川 義務ではないんですが、どういうふうに産廃等を処理するのかというのは、当然その計画を含めて許認可の申請を出すという。

○作本委員 すると、もうここしかないわけですから、実際ここと契約を結ばざるを得ないことに。

○小川 結んでいるケースが多いと思います、義務化はしていませんけれども。そもそも、産廃があまり出ないような機関さんもありますし、自分たちで処理できるほどの産廃ぐらいしかないという機関さんも。

- 作本委員 そういうこともあるわけですね、自分で。
- 小川 先ほど申し上げたように、重工業ばかりということはないと思いますので。
- 作本委員 わかります、そこは。
- 小川 「全てが」、これはですね。
- 作本委員 こういうことは余計なお世話になるのでしょうか。
- 小川 MJTDからすると、当然入居企業さんには義務を負わせているんで、それは当たり前ですよというふうに言われるのかなという。
- 作本委員 操業中のという、そういう廃棄物処理についても守るはずだと。
- 小川 そのサブリースの前提として義務を負わせているので、当然義務違反がないようにやるというのは当然です。
- 府川 MJTDでモニタリングもしているわけですね。
- 小川 そうです。
- 作本委員 渡辺さんから言われちゃったことなただけけれども、実態をあまり絡めないほうがいいですよ、実態がどうなるかどうかはね。
- 渡辺 実態もわかって、今回の場合は企業さんの話なので、ミャンマー政府と両掛けになっているわけです。各企業のEIA/IEEでミャンマー政府に対する義務と、内規によるMJTDに対する義務の両方がかかっている、かつMJTDとしてもEIAの政府承認を取っており、何か入居者から起きた場合は彼らも責任を問われるので、言ってしまうと三重になっているわけです。
- 作本委員 三重の、一応全部つながっているということなんですね。
- 渡辺 そうなんです。それでもMJTDが信用ならないと言われてしまうと、もうどうしようもないというか、我々もMJTDの一出資者ですという感じになってしまいます。
- 小川 働きかけた結果として、「もちろんです」というふうに、「当たり前ですよ」というふうに回答があって終わりかなという。
- 作本委員 まあそうですね、効果のほどは期待でないですね。
- 小川 現実問題としては遵守されているので、言い方が悪いとすると、若干性悪説に立たれているかなという感じが、守られないんじゃないかなという、そこのご懸念のところは、ご懸念のほどではないんじゃないかなと。
- 作本委員 大体、日系企業さんは海外でもよくしっかりされていて、それが話に出たりしているんですけども、やはりこの団地はいろんな企業が入ってきますよね、そこのところは大丈夫なのかなと、監督……
- 小川 そこは、多分ほかの国の工業団地もそうですし、地場企業だから甘くするなんていうことは、多分MJTDさんもあり得ないと思いますし。逆に、そういうところで怪しい会社さんは入れないと思いますので。管理が本当にできるのかというところであれば、そもそもサブリースを結ばないと思いますので。

○作本委員 内規というレベルが、ちょっと心配があったんですけども、それを監督する機関は一応あると。

○府川 内規というか、要するに契約ですよ。

○作本委員 入居条件ですよ。

○小川 サブリース契約がターミネイトすれば、当然出ていかなきゃいけなくなりま
すので、あわせて、恐らく許認可も失効してしまうと思いますので、操業ができなく
なると思うんです。

○作本委員 わかりました。そういう意味では、もう既に話はというか、議論は。

これも、すみませんが削ってください。まとまっていなくてすみません。

○二宮主査 17番はなしということで、スコーピングはそこまでですね。

環境社会配慮へ移りたいと思います。

18、19は落としていただいて結構です。

20番から石田委員お願いします。

○石田委員 20から24番までも全て落としてください。

○二宮主査 24までよろしいですか。

○石田委員 はい、いいです。

○二宮主査 25番、26番、高橋委員。

○高橋委員 25番は回答についても一度確認させていただきたいんですが、ご回答
いただいた廃棄物処理場の配慮とか、要するに廃棄物処理業者云々というところだ
よね、これはZone Aでこういうふうに行われている、あるいは計画されているとい
うことなんですか、それともZone Bでもということなんですか。

○小川 Zone Aで入っている業者さんがZone Bも含めてカバーするということです。

○高橋委員 その辺が、今までいただいたものでははっきりしていなかったの
で、内容としてはわかりましたが、一応コメントとして何か残したいなという気が
します。

それで、「廃棄物の処理（処分場の管理を含む）による環境への配慮について」、
これはどこに働きかければいいのかわかりませんが、「どこどこに働きかけること」、
あるいは「確認すること。」というような感じになりますか。

○金籠 今書かれている内容で、例えば、どういうところが具体的に不十分かという。

○高橋委員 今回、回答はいただいたんですけども、従来のEIA等では、その辺が必
ずしも明確になっていなかった。

○金籠 かなり廃棄物の管理については詳しく書かれていると思うんですけども、7
章で。

○高橋委員 廃棄物管理というのはいろいろ書かれていましたが、例えば、その有害
廃棄物が60%、これはZone Aのそういう結果だということで、Zone Bでそれについて
具体的に、処理業者がEIA実施承認された事業者がやるとか、そういうところを記憶が
なかったもんですから。何かありましたっけ。

○金籠 7の4のwasteというところで、EIAの7-21ページ以降になりますが、こちらでかなり詳細に書かれていますし、あとどこでしたっけ。

○田邊氏 4-19。

○金籠 そうですね、まず4-19以降のところ、ここでDOWAさんの施設の概要について書かれています。

○府川 これはまさにスコーピングのときに指摘をいただいて、よりリッチに記述した部分ですよ、この4の部分は。

○金籠 はい、スコーピングのときにかなり詳細に記載をするようにというコメントをいただいて、そこで4章の5と7章のほうでかなり詳細に。Zone AとZone Bで、どういう種類の廃棄物がどれくらいのボリュームで出るのかというようなことも試算を行った上で。

○府川 そうですね、この7-23についているフィギュア等も、こもれご指摘いただいてつけた部分です。

○金籠 なので、かなり詳細に分析はされているというふうに理解をしております。

○高橋委員 そうですか。わかりました、結構です。

○作本委員 ただ、私も改めてコピーを取り出して読んでいたんですけども、やはり将来の部分が、まだ見当がつかないですよ、これからどういう企業が入ってくるかもわかんないんですけども、そういう意味ではwill beだとか、プランはこれからだとか、あるいは……

○府川 何ページのところですか。

○作本委員 7-22なんですけれども、これから企業が入居するからしょうがないのかなという感じはするんですけども、将来をどうやって予測するかということも含めて、なかなかまだわからない分野ですよ、先ほどおおよそ100トンのキャパシティで70ぐらいとかという話はお伺いしましたけれども。

○府川 そういう言い方をしてしまうと、しかし未来のことは全て不確定なので。

○作本委員 英語としては未来形なんです、確かにwillで何とか、expectedで何という。

○府川 むしろ、まさに我々が出資しているわけだから、そのときに対策を考えるとということになってくると。今の合理的な見積もりとしては、ごみは70万トン、将来にわたって、キャパが100あるということですよ。

○小川 ここは、どの事業もEIA自体は予測でしかないところがあるので、その部分はwillだからと言われると、なかなか、どの事業もwillになってしまうのかなと。

ただ、合理的な予測はした上で影響評価はしなきゃいけないというところはやっているという理解ですので、その結果として、処理能力は十分あるんじゃないかということになっていると思いますので。

○作本委員 ここで書かれているように、やっぱりこの累積的な影響というのはかなり重点を置いて考えていますよね。

○小川 それはZone AもZone Bも、住宅、商業施設も含めて、そこもスコopingでコメントいただいたところということで反映させていただいていますので、そこは対応させていただいているのかなと。

○二宮主査 よろしいですか。25、17は多分同じようなご懸念と思うんですけれども、今のところは、一応それを確認する枠組みは担保されているというような理解という。

○高橋委員 基本的に私は、先ほど作本委員の17に含めるということで結構です。

○二宮主査 一応17も残らないということにはなっています。

○高橋委員 ええ、議論と同じということ。

○二宮主査 26はいかがですか。

○高橋委員 26は、中身としては理解をしておりますし、また計画地にimportant speciesがいるから一切事業をしちゃいけないというつもりはないんですが、ただ、計画地外にそういうものがあるからいいんだという理由だと、それはどんどん他のところでも同じようなことをやっていけば、important speciesという意味がなくなってしまうので、それにJICAが負担をしたと言ってしまうのが悪いですが、JICA事業でそういうことが起きるのはちょっと困ると思うんです。

○金籠 これは、その計画地外に住んでいるから問題ないというコメントではなくて……

○高橋委員 いえ、計画地外に似たようなものがあるから、極端に言うと計画地内はいいんだというように読み取れてしまうんです。

○小川 計画地外に生息域が確保されているという趣旨というふうに理解していますが、おっしゃるとおり、じゃ、どんどん開発とかあるじゃないかというのがありますが、それを言ってしまうと、まさに何も開発をできないという世界になっていくのかなと思いますので。

○高橋委員 例えば、そのモニタリングなんか、たしかEIAにも書いてあったと思うんですけれども、工事をしながらモニタリングはしていくわけですね。

○小川 そうですね、それはそうです。

○高橋委員 「そういう損失が生じないようモニタリングの実施などを働きかけること。」とか、そんなのは難しいんですか。

○小川 具体的にどうモニタリングをするのかというところが、まさに生物のところでもあるので……すみません、我々も説明する上でモニタリングのイメージが若干難しいところがあるんですが、篠田さん何かあれば。

○篠田 この動植物というか、重要種というか、この生態系のスコopingの結果はどうなっているんですか。つまり、影響があるから緩和策をモニタリングをするということだと思うんですけれども、その判断なんじゃないかなと思うんです。

やはり、事業由来なり周辺地域にいるということで、やっぱり影響があるからこそモニタリングをするし、その判断として、アセスをして、影響がないものをさらに

モニタリングするというのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。

だから、そこをどう。すみません、私もまだあれを読んでいないんですけども。

○高橋委員 例えば魚なんかは影響がないとかということもあるかもしれませんが、一方で、種類によっては影響はあるけれども、よそに生息地、あるいはよそにいるから、それほど問題はないというのと2種類あるんですね。

○篠田 多分、いろんな種によってそのやり方は違って、例えば、渡り鳥とかだったら、今はいないけれども飛来するかもしれないので、目視で1年に1回確認するとか、そういうのはやっぱりはしますけれども、今ぱっと見た限り、このアセスメントリザルトというのは、何らかの形でモニタリングをするとか、そういうことになっているのであれば、そこをご指摘いただいてということで対応できるんだとは思いますが、そこはでどうですか、B-になっていますか。

○金籠 B-ですね、評価結果は……

○小川 B-です。

○篠田 これはどこの、何のあれのほうかというふうになっているんですか、わかりますか。

○金籠 現時点でのモニタリングの対象としては想定していませんよね。

これは篠田さん、一般的にどうなんでしょうか、このようなときは。

○篠田 一般的に、明らかにその影響評価結果として重要種なりに大きな影響があるという場合には、そういった専門家を交えたモニタリングをしたりとか、例えばサンゴとか、国立公園のそばのとか、貴重種がいますといったところについてはモニタリング計画を作るということになっています。そこが、よくあるんですけども、1年に1回鳥が来るかもしれないというヒアリングの情報を得て、それだけでモニタリングをするということは、基本的にはない。

○金籠 今回については、この計画地の周辺で生息ができるというふうに評価を行って。

○石田委員 私、これは全然思っていなかったんですが、そもそも「重要種の喪失が生じない」というのは、それは計画地の中で重要種が喪失するんだけど、周辺で生息域があるから喪失は生じないと、そういうロジックですか。事実関係を教えてください。それによって、多分ここは随分変わると思うんです。

何が言いたいかというと、そんなに簡単に、生物は別の場所では繁殖できないです。もう生態系が決まっていて、ニッチに入れるかどうかは競争ですから。それと、あとはバイオマスのお話をしなきゃいけない。バイオマス……

○田邊氏 爬虫類につきましては、これはキングコブラがいましたよというのを、現地でヒアリングで聞いていまして、これは計画地の北のクリークのさらに北側、今回の……

○石田委員 計画地の外側なんですね。

○田邊氏 外側です。だから工事の、我々の工業地域ではないです。

別に魚類についても3種類見つかっているんですけども、これは、今回は河川をいじらないものですから、基本的には生息地をいじらない。

○石田委員 河川とは、一番大きなあの川……

○田邊氏 そこに入る流入河川が幾つかあるんですけども、計画地に一番近い。

○石田委員 計画地の中に小さな流入河川がある。

○田邊氏 はい。そこに入る小さな河川に確認された魚です。

○石田委員 ただし、河川を改変するような工法は全然しないと。

○田邊氏 いじらないです、工事はないです。生息環境とかはいじらない。

あと、鳥は飛んでいるやつを見つけるとか、聞いた話ですので、これは周辺の、このこういう地域の、要は畑に必ずいつも依存している鳥ではないので、そこは周辺にまだ同じ生息環境、畑地が残っていますので、それで重要種の喪失が生じる可能性はないというふうに判断します。

○石田委員 両生類は外側だから影響しない。魚類に関しては、魚類の生息環境をいじらないので影響しない。最後の鳥に関しては、鳥は実際にそのNTに該当する種が工事の中にいて、つまり生息域だとか飛来域は確実に失われるわけですよ。失われるんだけれども、その対象域外に類似の環境があるので、そこで生息できるだろうという推測ですよ。

○田邊氏 そうです、推測です。

○石田委員 その推測の確からしさは、やはり一応何らかの形で確かめておく必要があるんじゃないかなと僕は思いますけれども。つまり、そこにあったとしても、それがどの程度あいているのかというのが、まず生態をやっている人ならみんな気にすると思いますし。それから、実際そこに行くのか。行くんでしょけれども、行って生息できるのか、競合関係は生じないのか。生態系はあいているもんじゃないんです、一応詰まっているんです。

○府川 先生がおっしゃっている、それは今鳥類の話ですか。

○石田委員 鳥類です、はい。

○府川 鳥類は、例えば、営巣地に該当しているとか、餌場になっているとかだったらアウトだけれども、それがなければ、単に上を飛んでいるだけだったらいいんですよ。

○石田委員 この工事対象地域で鳥類が確認できたというのは、どういう状況なんですか、かなり上を飛んでいるだけなんですか。

○田邊氏 ヒアリングと観察と二つございまして、今手もとの資料ではそこまで……

○二宮主査 やっぱそれは、ここで懸念されているようなことが、つまり工事対象地域以外のところの環境があまり手が加わらないところで、そちらのほうで生息、繁殖が可能ではないかという考え方については、あまり楽観的な態度でないほうがいい

というようなコメントは残せそうな感じですかね。楽観的じゃないからどうしろという話を詰めていないと、なかなか残りづらい。

○高橋委員 例えば、このEIAにははっきりと、鳥の生息環境は変化すると、工事によって。しかし、その外側に同様の環境があるから問題ないんだということが書かれていますよね。だから、それだけで問題ないと言われると、ちょっと困るなど、問題だなという懸念があったんです。

○小川 一般的に、篠田さんどうなんですか。何となく私は、こういう記述は割合よく見るような感じもしないでもないんだけども。

○石田委員 これが普通に見られる種で、バイオマスが非常に多くて、多少削っても、例えばスズメのような種類で、スズメには申し訳ないですけども、スズメのような種類で、多少削られても大丈夫だということが一般的に納得できているような種類であれば、そのような理屈づけは要らないと思うんですが、一応Near Threatenedに、リストに載っている種類ということであれば、やはりその外側に生息できるであろうという根拠を、もう少しやはり書かれたほうがいいと思います。しかも重要種ということでリストアップされているわけなんで、重要種がどうして外側に行って生きていけるのかというシナリオがある程度は提示されないと納得するのは難しいのかもしれない。

○府川 それは、例えば、NTはあるんだけども、その生息域というのは、実はこういうふうにあって、今回工事するのはここだよと、だから種としては大丈夫だよと。

○石田委員 例えば、全くわかんないですけども、そのNTに相当する種が、工事区域は単に休み場として使っているんであって、生息場としても餌場としても使っていないで、本来の餌場は生息場は外にあるんだ、そっちで既にニッチとして生きていく場を確保しているんだということであれば、工事場の影響は非常に少ないと思うんです。

○小川 どういうふうに使っているかによると思うんですけども、今ヒアリング…

もう、「詳細を、EIAの中に記述するように働きかけること。」みたいな。

○篠田 多分、現状で細かい、ここが営巣地なのか、どういう形で、単にヒアリングで、そのSEZのところで見られたのかというのは、残念ながら今情報がないので、もしここを残していただくとしたら、「そのようなNT種の鳥類に、生息地に対して影響があると認められた場合には、適切な緩和策及びモニタリング策を検討し、適切に実施されることを環境レビュー時に確認すること。」とか、そんなようなコメントとして残していただくというふうになる。

○高橋委員 JICAさん側がそういうことで構わなければ、私のほうはそれでもいいです。とにかく今EIAに書いてあるように、改変されて、地区内にもあるんだけども、

外側に同様の環境があるから問題ないということをはっきり数行で書いてあって、その書き方を、「わかりました、結構です」とは、なかなかロジックとして言えないなというところなんです。

「認められる場合には、適切な緩和策及びモニタリング等を行うよう働きかけること。」ですかね、そんな趣旨でよろしいかと思えますけれども。

○二宮主査 モニタリングは行われるんでしょう。

○渡辺 今のところ、行われる予定はない。

○二宮主査 ないんですね。

○渡辺 それは、もし本当に必要であればモニタリングを行うということに。

○府川 「環境レビュー時に確認する」。

○松本委員 環境レビューはあるんですかね。

○渡辺 環境レビューというのは、JICAとしての環境レビュー。

○松本委員 それはやるんですよね、融資をする、しないと関係なくということですか。

○府川 そこは融資をする場合です、融資の審査の一環なので。

○松本委員 ですよ。実は、ずっと迷っているのは、その言葉を入れていいかどうかで迷っていて、普通であれば一気通貫なんで、JICAになってからは。だから、ドラフトファイナルのときには、「環境レビュー時には」とか書けたんですが、今回書けるのかどうか本当に、そこを確認したいんですが。

そうすると、実を言うと、「先方政府である文書である何々に書き込むよう働きかけろ」と言うよりは、むしろ「JICAが環境レビュー時にこれを確保せよ」と言ったほうが、我々はやりやすいんです。つまり、融資しないんだったら、まあいいですよ。でも、融資するなら、「ガイドラインに則ってこれを確認しなきゃ駄目よ」と言わせてもらったほうがずっと楽なんです。いいんですかね、そっちで。

○府川 それはコメントの内容によると思うんですけれども、それは書いていただく書き方の一つだと思います。

○松本委員 なるほど、わかりました。

○府川 まあ、そこは確認だったり何だったり、またあるかもしれませんけれども。

○小川 ケースバイケースなんかもあるかもしれません。

○作本委員 すみません、時間がせいしているときに。

この川からの距離があるというのはわかっているんですけれども、この工場から何か排水路みたいなものが川に注ぎ込まれるんでしょうか。そうすると、ここで川のほうの生態系には、「河川環境は維持される」と書いてあるんですけども、工場処理というのは、このDOWAというのは廃棄物ですよ、有名かはわかんないですけども、排水処理ももちろんこの中で行われると思うんですけれども、それでもこの残った排水部分というのは川に排出されちゃうんでしょうか。

- 金籠 排水は一旦リテンションポンドにためられて、そこから徐々に排水をされる。
- 作本委員 やっぱり、後は希釈されるなり何なりして、基準以下にして。
- 小川 排出基準を守っているよね。
- 金籠 はい、もちろんそうです。
- 作本委員 そういう意味では、河川には若干なりとも影響は及ぶんですね、排水路を通して。
- 小川 そこは、そうならないように当然排出基準を守るといふふうに設定して……
- 作本委員 これはDOWAさんがやるんでしょうか、この排水処理は。
- 小川 排水は違います。
- 作本委員 違いますよね。
- 小川 ただ、そこはもちろんMJTDとして排水をやっていますんで、むしろMJTDが守ることになります。
- 二宮主査 とりあえず26はそれでよろしいですか。
- 作本委員 それでわかりました。
- 高橋委員 石田委員もよろしいですか。
- 石田委員 はい。
- 作本委員 27から私のところ、ずっと結構です、了解しました。
- 二宮主査 27、28、29のところは、作本委員よろしいですか、落としていい。
- 作本委員 はい、松本さんのところに。
- 松本委員 30、もう時間節約のために、ぱぱっといくかどうかは私にかかっているんじゃないで、JICA側が。「そこは、その意味は」とかなると、そこから長くなるので。私は速くやる気満々なんです。
- 30はいいです。
- 31と32なんです、土地とか耕作地をめぐって紛争がある、コンフリクトがあるということが書かれていて、「対応します」と書いてあるんですが、実は、よく環境レビューのときにここに文章が出てくるときに、「助言対応表」というのが出てくるんです。つまり、本体に書いてあるから助言に書かないと、「助言対応表」から漏れるんです。ですよ。
- 小川 なるほど。
- 松本委員 要するに、すごく助言委員会的に物を言うと、環境レビューの時に出てくる文書の中に助言対応表というのがあって、そうすると、例えば、土地や紛争に対するコンフリクトについては認識しているし対応するということがここには書かれてはいるんだけど、本当に、それが対応されましたかということを確認しないと環境レビューの時は困るんです。言っている意味はわかりますよね。
- そういう趣旨で、実はここに書き加えておきたい。つまり、環境レビューを意識すると、ここに書いておく必要性を感じるんです。

その大前提、まず小川さん対策で、小川さんの抵抗をまず封じておいて、助言委員会としてはこういう文言がないと困るんだよというふうに言った上でなんですが、それで篠田さんの出番なんです、「土地・耕作地をめぐる紛争についてJICAは実態を把握し、ガイドラインに則って適切に対応がなされていることを確認すること。」ということを入りたいということです。事前に何も言わないでもオーケーだったですね。

○渡辺 この紛争というのは、ミャンマー政府との間の紛争ではないんですね。

○金籠 では、はい。

○松本委員 では何、ここで書いてあるコンフリクトと。

○金籠 係争という言い方でもよろしいですか。

○松本委員 わかりました、係争ですね、コンフリクトですね。

○篠田 住民同士のということですか。

○小川 住民同士の。

○金籠 住民と住民の間の。

○渡辺 残していただいてもいいのですが、ガイドラインに則ってと言われても、国民の係争なので、特に我々としては則るものがないという気がします。

○松本委員 しかし、ものによってはあり得るはずですよ、その住民の生計手段がどうであるかとかということは、常に考えなきゃいけないわけですよ。その土地をめぐって人々が、暮らしがどうなるのかということは考えなきゃいけないわけですよ、単に法的などうのこうのというだけではなくて。「適切な対応」というのは、すごいいろんなことを含んでいると思うんですが、いわゆる係争が解決するかというよりは、適切にそれが対応されるかどうかというところがガイドラインのポイントだと思うので、ここは法的なものとは違うという。

○小川 国民同士で、住民同士が話し合って、AさんとBさんと、Aさんの土地になった。その人に補償費が払われることになった。他方で、Bさんはそこまで、そこで耕作をしていた。なので、その耕作に対して適切な補償なり、そういうイメージということですよ。

○松本委員 はい、一例としてはそういうことがあり得ると思うんです。

よかったですね、31と32はこれで。

33はとても簡単なものでしてと言ったら変ですが、野菜については19種類あるんですから書いてくださいということで、ただ書き方があれですが、PAHsですか、読み方が難しいですが、「PAHsの野菜栽培への影響については全種類について評価をし、適切な対応がとられるようミャンマー政府に働きかけること。」これは普通とられるだろうから、あまり深くは構わない。

○府川 PHsじゃなくて、PAHsですかね。

○松本委員 PAHs、ごめんなさい、PHSだと電話になっちゃいます、PAHs。

それから、34番も事実を把握されているようですので、「住民グループからは」は

消して、「物理的／経済的移転に伴う精神的な影響への適切な対応をミャンマー政府に働きかけること。」僧侶を通じてやっているということが適切だと判断するのであれば、それは確認しているということになるんでしょうし、僧侶に対していろいろ複雑な心境を持っている人もいるようであれば、何か別の対応もそこには含まれるし、そこは、判断は幅がある。

ただ、やっぱりその精神的な影響があるということ把握されているということはここに残しておきたいということがあるんです。

○小川 住民の要望を踏まえということですね。

○松本委員 はい、そうですね。何か。

○小川 特にあれがあるわけじゃなくて、精神的損害はなかなかはかりづらいところがどうしてもある中で、まさに当然住民のそういうご意見を踏まえて、そういうものがあれば、まさに適切に対応していくというご趣旨ですよ。

○金籠 これは、今回この262haの住民のことですか。

○松本委員 これについてはそうです。僧侶が対応できているときはいいとは思いますが、そうでないものも。よろしいですか。

○篠田 「住民の要望」を入れたほうがいいですか。

○小川 「住民の要望がある場合」とかで。

○松本委員 最近の傾向なんですよ、助言をなぜかJICAの人が作ってしまうというのがあって、なかなか難しいんですけども。それはどこが違うんですか。要するに、別に数値的に把握をせよと言っているわけではなくて、やっぱり精神的な影響があるんだということを確認をして、それに対して僧侶がちゃんと聞き役になるならそれでもいいし、それがそうになっていないのであれば、MSAGをうまく使うのかもわかりませんし、他の方法もあり得る。そこは柔軟に対応していただいて構わないと思うんですが。

○作本委員 ただ、今のソフトな感じの対応もあるでしょうけれども、文字どおり見ると、いわゆる精神損害のほうの賠償金を払え、補償金を払えと読めちゃいますよね。

○篠田 そういったところを、多分一般的に読んでしまうと、エコロジストといいますが、そういう精神科医みたいなものを入れて、何かメディケーションみたいなのをしないといけないみたいに見えちゃうんで、そうではなくて、しっかりその辺はいろんな形で住民の、まさにその被害を受けている方々の……

○松本委員 でも、要望を踏まえというのは難しくないですか、そうになると、精神的影響に対しては。

○小川 そのところは、むしろ消しましょう、先ほどのもとのとおりに。

○府川 精神的な影響というのがキュアすべき事象であるという捉え方ですよ。

○松本委員 そうですね。

○府川 そうだとすると、やっぱり今作本委員がおっしゃったように、最後は補償、

金ではかりましょうという話になってくる。

一方、お坊さん云々とかという話は、どっちかというグリーンバンスメカニズムの一環としてやっていて、目的はそっちなんです。その一環でこういった対応もできているということなんで、必ずしもこれが目的じゃないと思うんです。私は、これは対応しきれないと思うんです。

○松本委員 でも、まさにその回答のところに書いてあるようなことですよね、悩み相談であったり。

○府川 そう、だからこれは結果としてです。だから目的として、その精神的な影響というのは保証されなきゃいけないんだと言われちゃうと、いや、ちょっとそこまではというふうになっちゃう。

「把握していますか」というのがもともとの質問だったじゃないですか。なので、それはグリーンバンスメカニズムの活動を通じて、こういうふうに私どもは把握はしておりますというのが答えだったわけです。

でも、そこをキュアしなきゃいけないと言われちゃうと次元が違うと思うんです。

○作本委員 「影響」という言葉は大きいんで、「ケア」というぐらいの感じに書いたら、「精神的なケアに、方法を含めて、については適切な対応をとるように」という。そうしたらお金のほうに行かないと思うんです、精神的なケアというふうに。

○松本委員 じゃ、「影響についても配慮されるよう」ぐらいならどうですか。「適切な対応」じゃなく、「についても配慮されるよう」ぐらいであれば、あまり。どうですか、それでもまだ金銭補償が目につきますか。

○府川 私はなると思いますがけれども、これをぐりぐりいってしまおうと。

○作本委員 「配慮」というのはお金も入りますね、確かに。

○小川 そうすると、作本委員がおっしゃったように「ケア」が一番、もしかしたら。

○金籠 「精神的な影響」のところを「ケア」に直す。

○作本委員 「ケア」に、お答えに入っているあの言葉のほうがソフトかなという。

○松本委員 「伴う」というのは変だよ、伴うで「ケア」は難しいよね。

○作本委員 「伴うケア」じゃおかしい。

○松本委員 「影響に対する」、「対してケアなどが行われるよう」、単にケアだけかどうか、「ケア」というのは聞き取ることも含むんですか、普通は。

おもしろいですよ、この小川さんと府川さんの。小川さんはいいかなと言って、府川さんは。

○府川 法律は小川のほうが詳しいはずなんで、私は動物的直感で。

○松本委員 法律対直感でやっている、おもしろいですね。しかも、そこで篠田さんはぱちぱちと作文をしているし。

○篠田 「または精神的なケア」、「精神的なケア」と言うんですか。

○府川 そう。だから、何とかグリーンバンスメカニズムで読めるようにしたいんです

よね。

○松本委員 ちなみに、でもここでは、よくJICA側が言うように議事録も残るんですし、別にそんなことを言っていないんだから、お互いに共通の理解を持っているわけだからいいじゃないですか、それで。よくJICAが言うじゃないですか、そうやって。

「いや、議事録にも残っていることだし、大丈夫です」って、これはよくJICAの決めずりふですよ。別に金銭補償をどうのとか言っているわけじゃないですから。

○府川 要するに私が申し上げたかったのは、それはJICAの事業において必ずケアされなければいけないものなんだとなると、結局それは、このガイドラインの改訂の話になりますよね、ガイドラインに盛り込まれているべき事項の一つじゃないかと。

グリーンバンスメカニズムは入っていないじゃないかと、それはガイドラインに入っているからやんないじゃないか。ちょっと影響ありませんか。

このプロジェクトにおける社会配慮をよりよいものにするためのものであれば、もちろんウエルカムなんですけれども、ガイドラインに響く話じゃないかなというところが私は気になった。

○松本委員 なるほどね。じゃ、まさにそれを入れてもいいです、「物理的／経済的移転に伴う精神的な影響に対して、グリーンバンスメカニズムなどを通して指摘された場合には」というのを入れると安心だということですか。

○篠田 グリーンバンスメカニズムを通して僧侶が提供されているということですか、僧侶が配置されてケアしているという感じなんですか。

○松本委員 細かくやり過ぎると徐々に。何か普通に、今の最初でそんなに深読みをしなければ、それが一番わかりやすいんですけれども。

今の府川さんの発言も議事録に残した上で、別にこれはガイドラインの改訂の時に、精神的影響もスコーピングに入れるという前提で話しているわけではないという、これを議事録に。

○府川 でも、松本委員はそれに「うん」とおっしゃっていませんでした。

○松本委員 何と政治的な。

そこであまり時間はかけたくないので、どういう文言がよければいいですか。影響に対して……

○府川 そこだけ引き続き協議みたいなことはできるんですか。

○篠田 メール協議というか、審議はできますけれども。

○松本委員 「必要に応じて」というのを入れればどうですか。「に対して、必要に応じてケアがなされるよう」。「グリーンバンス」も全部取っちゃって、「に対して、必要に応じてケアがなされるよう」。こうなれば要件としての影響とは言えないという。要するに、よりよい対応と。

○作本委員 「精神的な影響」は、今ガイドラインを見ていたら、言葉はないんだよね、物理的に今まで。

○松本委員 です。なので、府川さんが今おっしゃったようなことになるので。

○作本委員 ガイドラインの次の新しいテーマになる……

○松本委員 それを恐れているということが、今議事録に残りましたので。なので、「必要に応じて」ということによって、現状はよりよい対応ということではいかがですか。どうですか、府川さん。小川さんはもうオーケーみたいです。

○府川 審査部的には大丈夫ですか。

○渡辺 大丈夫です。というのは、この助言を全て守ることがガイドラインの要求事項だという理解はしていません。この事業にとってよりよい環境社会配慮をするための提案ということで、助言としてあり得ると考えます。

○松本委員 ありがとうございます。

35番ですが、これはやられているようですので文言だけ、「農地については」から始めていただいて、「農地については2012年農地法を適用」……ごめんなさい、「農地への影響については、2012年農地法を適用するようミャンマー政府に働きかけること。」これは準拠というのを。

○小川 「適用する」はちょっと、「参照する」か。「適用」は、まさにリーガルに「適用」になっちゃうんで、そこは多分ミャンマー政府はできないかなと。

○金籠 農地法については、では準拠して。

○松本委員 でも、適用するものもあるんじゃないですか。何でこれは適用と準拠に分かれたのか、実はよくわかっていなくて。土地使用証明書が出ている土地については、適用することはもう法律上決まっていると。

○小川 新たに今後出てくる農地ということなんでしょうと理解していますけれども。なので、この土地に対して農地法を適用してくれというと、多分それは難しくて。

ただ、補償内容が農地法を準拠というのは、だから、農地法を参照しつつというか……

○松本委員 わかりました。つまり、農地法が適用されるものについては、当然されなければいけないから、問題は農地法が適用されない、つまり証明書が出ていないとか、それについてなので、それについては2012年農地法が、ここになったら準拠でも構わないです、その「準拠」という言葉がそういう意味でとられるなら。「準拠されるよう」。

○小川 「準拠」も「適用」と同じかなという。

○作本委員 同じ。

○松本委員 「準拠」は回答欄に書いてあるから、そう言ったんですけれども。私が言っているわけじゃなくて。

○小川 「援用」ですかね。

○松本委員 ついては、ここをちょっと、いわゆる土地使用証明書がない場合についても、「農地への影響については、土地使用証明書がない場合についても2012年農地

法が援用されるよう」、これならどうですか。

○小川 農地法に基づく補償か。

○作本委員 「援用」というのは、本来があって、それを横から借りてくるという意味だから、「援用」という言葉はちょっと合わないですね。

○松本委員 借りてくるんじゃないですか、これは。

○渡辺 借りてくるということ。

○松本委員 これは援用じゃないんですか。

○作本委員 「準用」も「適用」もそんなに変わんないです。目の前にないから準用するだけ、準じて使うだけで。

○小川 農地法の補償内容が満たされるように。

○作本委員 「趣旨が活かされるように」、「趣旨を尊重するように」とか、何か遠回しの。

○小川 実質はそうなんですよ。

○氏家氏 そうですね、実質はそうです。

○渡辺 「満たされるように」。

○松本委員 「満たされるように」。

ありがとうございます、36番ですね。

○二宮主査 いいですか。

○松本委員 はい。

37は、そのマトリックスが、表があるということなんで、ここからずっと、38もオーケー、39、40、41、42までオーケーで、43。「今雨期」でいいですよ、2016年のことです、「今雨期の耕作を継続したものの」、これはそのまま生かしていただいて、「移転時期によっては収穫が不可能となることが考えられる。その場合の補償について、耕作に要した費用なども踏まえて適切に実施されるようミャンマー政府に働きかけること。」

タイミングがどこによるかによって、これは生産物をどう皆さんがはかるかもあるので、ちょっと。何も入れないという手もあるんですが、でも何か、あまりに「適切に」からではあれなんで、住民側とすれば、今いろんなインプットをしているんで、そのインプット……

○小川 ご提案では、補償について適切に実施されるようにというのと、あとあれですか、恐らくは、収穫される予定だった収穫分が補償されるという想定で考えておられるんですけども、費用を考慮してとか細かくなると、ディテールに入っているなという感じがして。適切に……

○松本委員 いいですよ、それでいいのであれば。「補償について適切に実施されるよう」でいいですか、「実施」でいいです、それはそれで。

44は結構です。

45が例の放牧問題でございまして、「Area 2-1及び2-2での放牧や非木材林産物の採取などの利用者に対して適切な補償・支援が行われるようミャンマー政府に働きかけること。」

○小川 「多大な影響がある場合には」……

○松本委員 「影響がある場合には」ですか。「影響を把握し」というと怒られたからやめたんです。

○小川 「多大な影響がある場合には」というのは。

○松本委員 それは受け入れられないですね。

○小川 現時点では、非木材林産物については補償されないことになっているんです、現実的には補償対象から外れている。先ほどの放牧の時にもありましたけれども、ただ、そこで非常に依存していて、それは大いに困るという方が住民協議会の場等に出てきた場合には、当然個別に考えることになるわけですけれども、すべからくというふうになると、そもそも根本が変わってくるところでもあるので、それで、「多大な」というのはすごいあれかもしれないですけれども、言い方の問題かもしれないですが、「多大な影響が」……

○松本委員 「住民協議を踏まえて」ではどうですか。もしそうだとするならば、「に対して、住民協議を踏まえて適切な補償・支援が行われるように」、これではどうですか。

○府川 そこも住民からクレームがあったとして、それがシグニフィカントなものなのかどうかというところはあるんだと思うんです。

○松本委員 そこはどうなんですかね。つまり、「補償」に「・支援」とつけているのにはもう少し意味があって、やっぱり生計回復も入る。つまり、それについて対価として等価の何かをせよと言っているだけではなく、やっぱりその生計が失われる者に対しての支援ということも含めてということで、もし今のような議論をし始めてしまうと、我々のベースとなる支援の考え方が結構揺らぐような気がするんです、その「多大な影響」とか、恣意的というか、選択的にあまりに幅を持たせ過ぎると。これでもかなり柔軟に運用はできると思うんですけれども。

○小川 住民での意見とその影響を踏まえて。

○府川 なるほど、はい。

○小川 探るような目になっちゃいましたけれども。

○松本委員 ワーキンググループが、何か交渉の場になっている。

何を一番、ほんのちょっとしか放牧をやっていない人が気になるわけですか。

○府川 はい。本当は、まだ別のエリアで放牧できるじゃないかという人が何らかクレームをしたとして、それをどうはかって、どう対処したらいいのかわからんわけですよ。もう本当に、「2-2の牧草がなかったらば、もう牛を捨てるしかないんですよ」というんだったら、例えば買い上げるとかあるのかもしれないんですけれども、いや、

本当はほかのエリアに連れていけばいいだけの話なのを、「困っている、困っている」というふうに言われたとして、じゃあどうするのかと。

○小川 その、ほかの遊牧地に誘導するというのは、言い方は悪いかもしれないですけれども、そこも含めて支援とおっしゃっているという。

○松本委員 代替生計手段の提示はありますよね。

○小川 言い方はあれですが、「あっちに行って放牧してもいいんじゃない」という。

○松本委員 いや、そんな言い方は駄目ですよ、代替生計手段の提示です。あっちに行って放牧しろって言っているわけじゃないです。

○小川 今は言い方が素朴過ぎて。「意見とその影響を踏まえて」……

○松本委員 やっぱここは生計手段を失う者に対する支援なので、「住民協議や代替生計手段の有無等も踏まえて」と言ったらどうなんですか。

○篠田 代替生計手段の有無。

○松本委員 あるかないか。

○府川 それは、すなわち他の放牧地、なるほど。

○松本委員 「住民協議や代替生計手段の有無等も踏まえて」。

○府川 住民協議での意見ですね。

○篠田 いつ把握できるんですか、あれは。

○松本委員 実態としては結構広いですよ、あそこを放牧に使っている人は。だから、本当にその一部の、ものすごいマイナーな人を念頭に置きすぎて、メジャーな人たちがどうなるのかなという不安もなきにしもあらずで。

○篠田 逆もあって、多分、これは別にカットオフを引っ張って、入ってこなくなるような話ではないんで、この話を聞いて、急にぐわっとそこに集まってきて、「私たちは昔からやっていました」みたいな感じで補償を勝ち取ろうと言われても、それはそれで大変なので……

○松本委員 それは、いわゆるカットオフデートの話で、それは90年代のJICAとNGOの議論に戻ってしまうので。

○篠田 だから、カットオフをびっと引っ張れるものではないと思うので、そこは「適切な補償」と入っているんで、そこは適切な形で、適切な人に対して補償をするべきというところなんだと思うんです。それがある程度担保できれば……

○松本委員 ただ、「影響の多い人に対して」と書くわけにはいかないのは……

○篠田 そうですね、本当にそこで影響をこうむっている人ということ、ニュアンスだと思うんです。

○松本委員 なので、私としては、そこはそんな感じかなというふうに。

もうすぐ授業の時間になってしまうので。

○二宮主査 慎重に検討していただくことは大事だと思うんですけども、一応助言なので、助言を100%やらなかったら、何かパニッシュメントがあるということでは

ないので、誠心誠意受けとめて、努力していただいて、できないケースももちろん当然あるでしょうし、急に終わるケースもあるでしょうしというスタンスで作っていかないと、このケースは特に従来のケースと違うので、もう大分お尻に近づいてきていますけれども、授業がある先生もいらっしゃるので。

○篠田 ロジ的な確認ですけれども、これは上のほうで同じようなコメントをされていたのは、ここに吸収ということよろしいですか。全体事項で1個……

○府川 さっき、いずれにせよ全体で言うことじゃないからとおっしゃって。

○松本委員 3ですよ、3はこれで消える。3のかわり。

○篠田 わかりました。

○二宮主査 なるほど、そういうことですか。

○篠田 これはこのかわりという形にします。

○松本委員 私も時間的にやや限界に達してきてはいるので、もし問題があればメール審議にさせていただいていいですか、二宮さん。

○二宮主査 いいですけれども、基本的にこれは結構微妙な、法的な効力みたいなことも含めた検討もしておられるみたいなので、あまり精緻な議論はメールではできないと思うんで、おおむね9割以上はここで合意していただかないと、私も責任を持つては。

「これ、やっぱり」というそもそも論をメールで展開されても困るので。

○松本委員 とはいえ、6時半の授業には絶対に行かなきゃいけないので。

○篠田 じゃ、先に進んでいっていただいて、一応。

○二宮主査 次に行きましょうか。

○松本委員 47番も、「日雇いなどの労働者に対する支援機関については」、これは46番がまさにそのことなんですけど、「日雇いなどの労働者に対する支援機関については」、そこにあるのを生かしていただいて、「生活が安定するまでの移行期間」云々とありますよね、「生活が安定するまでの移行期間の長さを、住民の意向を踏まえて再度検討するよう働きかける」ということになる。これも何か引っかかりそうだ。

○篠田 これは46番ということですね。

○松本委員 46番です。

○小川 「生活が安定する」というのは、まさに趣旨としては、他の日雇いを自らの意思で見つけに行けるようになる状況という理解ですよ。

○松本委員 そうですね。つまり7日間の根拠が、それもよくわからない。どうして7日なのか。

○小川 引っ越しをして落ちついて、日雇いなんて、自ら探しに行ってもらわなきゃいけないわけですけれども、落ちついて、探しに行こうかというふうになれるための期間というふうに理解しているので、他方で、7日じゃなかったら何日というのは、他の日も別に根拠が常にあるわけではないので。

○松本委員 その「安定」がもし問題ならば、「ついでに、住民の意向を踏まえて再度検討するように」、検討の結果変わらないということもあるのかもしれませんがもう一度、住民の側からは、Zone Aのときにもやっぱりこの7日については出ていましたから、本当に7日でいいのかというのは再度検討してほしい。

○小川 「再度」というのがまた。

○松本委員 1回は検討しているんですね。

○小川 ええ、住民に対しても提示を一応している。

○松本委員 でも、先ほど出たように……

○小川 なので、今既に検討プロセスは、そういう意味で既に走っているというところがある。

○松本委員 でも、右側には書いていないですけども、4月7日までにコメントは出たはずなので。

○小川 そういう趣旨ですか。

○松本委員 ええ、TSDGからコメントは出たはずなので。

47は結構です。

48も結構です。

49は右側の、今度は回答のほうを使わせていただいて、回答の2行目ぐらいから始まる、「移転先地に係る具体的な協議では」、その後ありますね、これは原文がありますよね、「住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さだけでなく」、その後を「です。」まで削っていただいて、「密集度など生活環境にも十分配慮されるよう」、一回そこまで書いていただいて、ちょっと修正させてください。「されるようミャンマー政府に働きかけること。」になるんですが、そうすると上の文が変になるので、「移転先地の選定に際しては」、ここでお聞きしたいのは、回答のところにこういうふうに書いてあるので、住民協議の中にはそういうものがもう出ているということを前提にしてよいのであれば、そこに書いてあるように、「住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さだけでなく、密集度など生活環境にも十分配慮されるようミャンマー政府に働きかけること。」

つまり、住民の協議の中にもこういうことはもう出るであろうということが、その回答のところにも書かれているので、それをもう前提にしてこういうふうに書かせてもらいたい。そうでないと、恐らく住民協議をするだけで終わってしまうので。

○小川 すみません、把握できていない。住民協議会で議論されているとすればこのままでよい。すみません、おっしゃっているご趣旨がわかんなかったんですけども。

○松本委員 右側で、そういうものは協議されるものと理解しているという前提で、このコメントを書いたんです。住民協議で何を議論するかということをご助言するわけにはいかないの、私も、そしてJICA調査団も、こういうことは議論されるであろうという、今前提に立っているのであれば。

- 小川 プロットの広さや家屋の補償・支援方法については当然議論されると。
- 松本委員 はい、そういうことが十分に配慮されるように働きかけてください。前提の中に。
- 金籠 プロットの広さについては、はい、協議の対象に入れています。
- 小川 プロットの広さと場所。
- 金籠 場所と。密集度というところ……
- 松本委員 「と理解しています。」と書いてあったからなんですけれども。
- 小川 要は、密集度を、プロットと場所というのは当然提示しますので、結果論として、こういう密集度なのだというのは当然皆さんわかる、そういう理解でいいんですよね。
- 松本委員 そうですね。出てこなかったら、まあ。
- 小川 「密集度が」とかいう説明は、多分ちょっと変なので、恐らく、「この地域でこういうプロットです」という提示をするという理解なんですけれども、そういう趣旨でいいんですよね。
- 松本委員 はい。
- 篠田 というところ、「密集度など」は消しますか。
- 松本委員 これは他の委員の方に申し上げておくと、広さとして、もといたところより広い、狭いという議論だけじゃなくて、想像していただければわかるんですが、放牧ができるような広々としたところに狭い家があるのと、移転地というのは、行ったことがある人があればわかると思いますが、もうお互いに隣り合わせになって、塀というか柵があって、もともと自分が持っていた面積だけしかなくて、あとは隣の家が周りにあるという状況というのは、確かに面積は同じなんですけれども、やっぱり住民にとっては、さっきの精神的な影響も含めませんが、すごく大きいんです。
- なので、あまりにその面積、もとの面積と同じだけですよということだけではなくて、あくまでその住民が今まで広々したところで狭いところに住んでいたのと、狭いところの狭いところに住んでいるのは違うんだよということ配慮してほしい。それは結構住民の中から意見としてもあったので、これを書いているということです。
- 篠田 密集度そのものについて、多分議論をしたりということはないだろうと。ただ、それも踏まえた生活環境というところは、住民の声を反映させてということで、これを落としていただいて、これで通じるかというところでいかがですか。
- 松本委員 その「生活環境」に密集度を踏まえてほしいということです。つまり、Zone Aの時にさんざん、「今までよりも広い面積の移転地ですよ」ということを、日本政府側も企業側も何度も言ってきていて、プロットの広さだけで議論をしている傾向があったんです、「前よりも広いところに住んでいる」みたいな。
- でも、行ってみると、やっぱりそれは密集度が違えば、同じ面積でも全然違うと思いますので、そのことを意識した上での生活環境であれば構わないですという。

○府川 最終的には、土地のアベイラビリティとかになってくるとは思うんですけども、そこも考慮するよというメッセージということで受けとめました。

○松本委員 そうです、はい。

すみません、もう少しで終わりますというか、終わらせないと私も困るので。

50の雇用については、これは言うだけ無理ですかね。

○小川 ちょっと厳しいかな。今やっているものが限界……

○松本委員 ちょっとね。何か、なかなか権限上。

じゃ、50はなしで、51もなしで、52もなしで、そこまでのところはおしまいです。

それで、申し訳ないです、いいですか。ごめんなさい、お先に、用事のある方がいらっしゃると思うんですが。

○二宮主査 お先に、じゃあ。

○松本委員 58番。理解をされているのですが、念のため、その「インフォーマルな」のところから最後まで残してほしいんですが、「インフォーマルな聞き取りの場に出された住民の懸念についてもまとめて」、これはRWPに掲載できるかどうかかわかんないんですが、「RWPに掲載するようミャンマー政府に働きかけること。」既にそのチャプター8で十分だという理解なのかどうか、私はわからないんですが、何かもう少しいろいろあるような気がしたんで。

それから、59については、先ほどあのようなお答えでしたが、このRWPが……まあいいか、これはいいや。すみません、やめておきます、59はなしでいいです。

それから、60番がこのとおりで、「RWP案に対するコメントの内容を住民らと議論・協議する場を設けて」までいくのかわかりませんが、「RWPに反映させた上で最終案を完成するよう働きかけること。」ということになるんですが、協議までは無理なのかな。

○小川 協議はちょっと難しいかなと。

○松本委員 そうですよ、ね、「RWP案に対する住民らのコメントが最終報告書に反映されるよう」……

○小川 「RWP」でいいんじゃないですか。

○松本委員 ですね、「RWPに反映されるようミャンマー政府に働きかけること。」でよろしいですか。

すみません、たくさん質問を出した私がこんな、先にやらせていただいてすみません。

○二宮主査 いいです、ありがとうございます。

○篠田 64番は大丈夫ですか。

○二宮主査 64はもう要らないですよ、ね。

○松本委員 これはすごいスペシフィックなんで、共通認識さえ持っていれば。

○小川 それは、はい。これは262のあれですので、ご理解のとおりです。

○二宮主査 戻りまして、松本委員の社会配慮のところの52番の後、53番、石田委員いかがでしょうか。

○石田委員 慎重に協議を行っていただけるとのことなんですが、一応コメントを残させていただいていいですか。恐らくやっていただけたらと思うんですけども。まずJICAさんの回答を使いたいんですが、「開発に伴い」というところから使いたい。

「開発に伴い影響を受ける信仰対象施設や墓地等の扱いに関しては、住民の要望やニーズを十分に酌み取れるように慎重かつ丁寧な協議を行うこと。」また「行うこと」がまずければ、「行うように政府に申し入れること。」とかでもいいんですけども、もし行うのが、相手が行うのであれば。

これは、恐らく無理のないことじゃないかなと思うんです、先ほどのご回答をいただいたように。

○高橋委員 私も関連しますが、今の石田委員の中に含んでいただいて結構です。

○石田委員 高橋先生、何かつけ加えることとかは。

○高橋委員 いや、いいです。当然アクセスが確保されるということも、住民の要望とかニーズに入ると思いますから。

○石田委員 それは非常に重要ですので、それを入れておかれればいいんじゃないですか。

○高橋委員 その中に入っているという認識で結構です。

○二宮主査 53、54がワンセットですね。

55はどうでしょうか。

○高橋委員 55は、先ほど松本委員なんかにも関連するんですが、確認だけさせていただきます。ご回答の一番下ですね、「対象エリア内の資産」の中には土地、それからこういう構造物を含むということで理解してよろしいですか。

○小川 はい。

○高橋委員 そして、先ほどの松本委員の35の農地法を準用というか、準拠してこの補償という中に、こういったような土地とか構造物も入るといふふうに理解してよろしいですか。

○小川 はい。

○高橋委員 それであれば、先ほどの35に含めるということで、これそのものは削除していただいて結構です。

○篠田 35番に高橋先生。

○二宮主査 ありがとうございます。

56、57はどうでしょう、作本委員。

○作本委員 ちょっと悩んでいるんですけども、56番の、次のページにまたがるところなんですが、「土壌汚染対策や化学物質・有害物質管理について、内規がきちんと適用されるように」……

- 府川 環境レビューで確認すること。
- 作本委員 そこに「環境レビュー」を入れていいですか、監視体制を確認するということだけで。
- 府川 我々が確認することではありますよね。
- 作本委員 当然のことなんですけれども。
- 府川 環境レビューの中で、そういう体制がとられるというのは確認をしますので、そこをちゃんと見るようにという。
- 作本委員 もうわかり切ったことなんですけれども、「環境レビューで確認すること。」それで結構です。
- 次は、57番は削ってください。
- 二宮主査 ありがとうございます。
- 石田委員の61、62、63を。
- 石田委員 そこは結構です、落としてください。
- 二宮主査 三つとも。
- 石田委員 はい。
- 二宮主査 ありがとうございます。
- これで一応出そろいました。できればもう一度大きな議論になるようなところはないか確認したいところなんですけど、もう既に最初に申し上げた目標を1時間超えてしまっていますので。
- 一応、幾つの助言になったかだけ、もう一回篠田さん確認してください。
- 篠田 18ですね。
- 二宮主査 18ですね。
- 小川 冒頭のほうの放牧のところは。
- 府川 放牧はなくなった。
- 二宮主査 3番目は削れました、大丈夫です。
- 府川 その後に吸収されて。
- 二宮主査 一つ「要検討」と括弧書きがしてあるのがちょっと気になるんですが、松本委員ももう……
- 篠田 二つあるんですよね、この高橋委員のこれですか、2番と……
- 二宮主査 そうか、その言葉がさっきありましたね。
- 篠田 これと、あと松本委員の。
- 高橋委員 これは作本委員の、何番でしたっけ、あれと関連するんですよ、内規の。
- 小川 ほぼ同じ内容です。
- 高橋委員 だから、そちらに含まれるのであれば、そちらでも結構なんですけど。
- 二宮主査 さっきの五十何番ですか、そうしていただけるとありがたい。
- 府川 56かな。

○篠田 そうすると、17個ですかね。

○二宮主査 そうですね、56ですね。

じゃ、一つ減って17。意外と絞れたという印象ですけれども。ありがとうございます。

恐らく、一度持ち帰られて、JICAの側ももう一度最終確認されたいと思いますけれども、なるべく、あまり複雑な議論にならないように。

ただ、個別に、たしかほぼ松本委員との議論になるかなと思うんですけれども、メール審議はしていただいて構いませんので。

○渡辺 45番は、うちが玉を持っているのですか。

○小川 そうです。

○府川 ちょっと、はい。

○渡辺 この部分は内部の再検討も踏まえて助言案として二宮先生のほうにお送りしますので。

○二宮主査 そうですね、はい、よろしくお願いします。

○渡辺 来週の木曜日が目標ですけれども、難しい場合はゴールデンウィークを挟んで、明けた頃という形で進めていきたいと思います。

それでは、長時間にわたりましたけれどもお疲れさまでした。これで終わりにしたいと思います。

午後6時06分閉会